

令和4年第1回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第15号

令和4年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年2月28日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第1回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月2日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
-----------	----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、鈴木崇容君、2番、常包恵君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

○大西豊議員 ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。いまだ解決してない問題について、再度、質問します。

1番目の1、まんのう町の会計室長による公金着服事案について、公金着服後4年を経過しているが、その回収はどのように進展しているのか。また、いつまでに全額回収できるのか、回収計画はどのようになっているのかお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の、まんのう町の元会計室長による公金着服事案についての御質問にお答えいたします。

公金着服事案による町への損害賠償額は、令和2年度末において2,778万2,000円となっております。この件につきましては、今までも度々御答弁させていただいておりますが、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べております。このことから、被害額の回収につきましては、全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 町長はあらゆる手段を考えて回収すべきだと思いますが、どのようなプランをお持ちですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

あらゆる法的手段を講じて回収を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 町長は公金着服をした元会計室長に対して、直近の最後の回収日及び請求日はいつでしたか。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 大西豊議員の再質問にお答えします。

決算書にも載せておりますけども、令和2年度に定額給付金というのが普及されて、それについて、町のほうから本人の家族のほうに出向きまして、そういうことで10万円の返還ということで頂いております。それが令和2年度の決算額には載っております。なので残高が2,778万2,230円ということでございます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 私が、今、質問したのは、最後に請求した日をお伺いしております。相当な金額でありますので、これまで経過は聞いておりますけど、最後の請求日はいつ、誰がしたか。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 大西豊議員の再質問にお答えします。

過去の書類を調べてみますと、支払督促命令は令和2年1月16日に確定したということで、前回の2年の6月議会のとときに答弁させていただいたとおりでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 私は、いつ、誰が請求をしたかということを知りたいです。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 失礼しました。令和元年11月8日に善通寺の簡易裁判所において支払督促を町長のほうから申し立てまして、同月12日に督促命令が発令されております。この督促命令につきましては、元職員が異議を述べなかったものなので、先ほど申しましたように、令和2年1月16日に確定ということでございます。町長が申し立てたということでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 住民に対して未収金の回収について、通常、いろいろ中讃整理機構を通じて回収をしようと思いますが、最悪の場合、差押え等もしようと思いますが、そこら辺について、まんのう町の一般の未収金についての処理の方法について教えてください。

さい。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 大西豊議員の再質問にお答えします。

債権につきましては、町長名で督促を続けておるといふことでございます。よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 もう少し詳しく丁寧にしてください。住民に対して、令和3年度のまんのう町の施政方針の中でもうたわれておりますが、未収金を効率的に収納するとかいうことをうたわれております。いろいろ耳に聞くと、この年末等、差押えも実際行われているようでございますので、もう少し丁寧に答弁ください。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 失礼します。ちょっと課は違うんですけども、去年まで税務課長をしておりまして、町の滞納のほうを進めておりました。債権というのは公債権と私債権というのがございます。税金、それから国保税（国保料）、保育園、幼稚園とかの公的債権というのは町のほうで直接差押え行為、滞納整理ということが出来ます。そのほか、例えばうちのほうからしたとえば、住宅の使用料とかというのは私債権になります。それから給食費の滞納とか、そういうのも私債権になりますので、それは裁判所のほうに督促行為の申請をして、裁判所のほうから差押え等、そちらのほうの措置になります。ということで、直接できるのは公債権、税金とかそういう公的債権で、あと使用料とかという公的債権以外のものは、全て裁判所のほうを通じて督促行為を行うということに法律上なっておりますので、それに従って仕分けをしながら進めているわけでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、説明がありましたが、住民に対してはそのようないろいろな手段を通じて厳しい取り立てをしとるといふことですが、今回、公金着服事件については、ちょっと温度差がありますので、もう少し検討していただきたいと思ひます。

次に、この案件につきまして、全国的にもよく似た事例で、同僚職員やOBが立て替えて支払っておりますし、また、過失の膨大な損失事件が多発しておりますが、その全て過失を犯した担当職員に弁済をし、支払わせております。町長としてのお考えはあるのですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほども申し述べましたように、法的手続におきまして全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えております。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 あんまり親切な答弁でないですけども、次に参ります。

町長には元会計室長が公金着服した事実についていつ報告があったのですか。つまりいつ知ったのかお伺ひします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 今のところ、何日かとまでは記憶にございませんが、会計室長が代わって、新しい会計室長から報告があったと認識しております。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 それでは問題は解決できなかったと思います。この案件については、また後でも質問しますが、議会では平成30年10月23日、こういうことについて指摘しております。また、31年2月4日にも、地元住民からの訴えがあります。そういうことを知らなかったということは大きな問題であります。大きな過失であります。大きなミスでありますので、もう少し、今の時点でもいろいろ経過は聞いてと思いますが、職員が異動してから知ったということは、私はこういう問題について、先ほどの未収金でも同じですけど、住民に対しての未収金の取り立て、同僚に対しての取り立てについては考えがあまりにも温度差があると思いますので、今の答弁は事実を知ったということで、これにとどめます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 お伺いします。

この案件について、議会及び監査委員に報告しなかったのはなぜですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんに質問させていただきます。

報告がなかったというのは、何の報告でしょうか。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 私、長い間、議会をしておりますけど、町長から反対に質問されたことは初めてです。この案件の重大さをあまりにも関心が、町に直接上がってきたんは、町長、よく考えてくださいよ。平成18年、まんのう町長に立候補するときの自分のマニフェスト、まんのう町は広くなったから、月に一度ぐらいは支所へ行って、机の上で住民の声を聞くということでしたよ。議会の中での住民の訴えは、町長が聞きに行くんでなくて、地元の住民が副町長室へ訴えに来たんですよ。その日のことを聞きよるんです。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

平成31年2月4日に、琴南地区の住民の方から、元職員が地元自治会費などを着用しているとの話をお聞きしたことを受けて、元職員を問いただしましたところ、最初は否定しておりましたが、その後、着服の事実を認めたため、同年3月6日に元職員に関する懲戒審査委員会を開き、まんのう町職員の懲戒処分等に関する基準により審査をした結果、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条に違反するとともに、自治会共有の財産は公的資金にも準ずることから、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると判断いたし、減俸0.1か月を6か月間の懲戒処分を行いました。その後、元職員から3月11日に辞職願が出され、平成31年3月31日をもって依願退職ということになりました。

具体的には、2月から3月にかけて本人に幾度となく公金の着服などが無いのか問いただしてまいりましたが、本人は公金について着服など不正なことはしていないと否定し続けておりました。

また、地元自治会の問題については、町職員としての職務ではなかったことから、町政を預かる身として職員を信頼すべきと判断した結果、さらに踏み込んだ調査を実施することはありませんでした。結果として対応に遅れが生じてしまったことは否めず、じくじたる思いでございますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 それでは、町長は知ったということやな。代わったからいうことが。まんのう町の職員等の処分規定を読んでください。今までも一般質問で発言しましたが、すみません、すみませんでは、こういう……で済みません。その時点で職員に対する懲戒規定があります。公金であろうが、私用のお金であろうが、処分規定があります。なぜ行わなかったのか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの質問にお答えいたします。

平成31年3月6日に開きました元職員に関する懲戒審査委員会につきましては、その時点における「まんのう町職員の懲戒処分等に関する基準」により審査をした結果でございます。適正に処分したものと考えております。

なお、まんのう町職員の懲戒処分等に関する基準につきましては、この事件を教訓に、また、各種多様な案件に対応するため、国の基準に準じて令和2年8月1日に改正をしております。

また、新たに職員懲戒処分等の公表基準につきましても、令和2年8月1日に整備しておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、規定を整備したと申しますけど、これ、まんのう町が合併したとき、平成18年3月20日に国と同じようなことを書いてるじゃないですか。あのときの私の一般質問の答弁についても、町長と同じような答弁をしました。これを見てください。服務、業務処理関係ということについても書いております。これまでも監査委員の方が大きな判断ミスがあった、よって損失が増大したということが言われております。事の重大性についてもう少し真剣に考えていただきたいと思います。

○大西樹議長 大西豊議員、今、これでいいんですか。

○大西豊議員 議長の判断で聞くんでしょ。私の判断で聞くんでないでしょ。

○大西樹議長 いやいや、大西豊さんのほうから聞いていただきたいと思います。誰に聞くんか分かりませんが。

○大西豊議員 町長に聞くということを出しとるじゃないですか。

○大西樹議長 栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

この事案につきましては、重要な事案でございますので、真剣に考えておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 考えてくださいよ。今、犯したこと、重大ミスは、執行者の最高責任者の判断がミスだったということを監査委員も報告しとるんですよ。元室長は刑期に服しとるんですよ。二度とこのような事件が発生しないように、頭を切り替えてもらわないかん。町長、副町長の管理責任を問われとる部分を、僕、今回質問しておりますので、同じ繰り返しになるとお思いますので、次に行きたいとお思いますけど、よろしいですか。

○大西樹議長 はい、どうぞ。

大西豊君、1番目の質問はもう終わりですか。

○大西豊議員 終わりでないです。続きがあります。関連したのがあります。

○大西樹議長 どうぞ。

○大西豊議員 初日の議案説明の中でも、元会計室長による公金着服問題の決着を今議会中に高度な政治判断をすべきと発言が出て、一歩進んだ町長の答弁がありました。町長から検討するとの発言がありました。また、地元でも同じような事案が自主返納で決着しているようです。令和3年度のまんのう町の施政方針にも、厳しい財政事情の中で、未収金の早期回収に努めるともうたわれております。

そこで、参考になるように、会計法の事例の一部をタブレットに載せておりますが、町長はどのように理解されましたか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

改めて元会計室長の公金横領事件を振り返ってみますと、平成31年4月に公金横領事件が発覚し、同年6月の定例町議会では、元会計室長による公金不正流用という事件が町民の信頼を大きく失墜させたことは極めて残念であります。このようなことは真面目に職務に取り組んでいる職員のやる気をそぐ原因にもなりかねない。よって、町長はまんのう町の最高責任者として襟を正すとともに、自らが主体となって綱紀粛正、公務員倫理のより一層の徹底を図り、町政に対する町民の信頼を早期に回復するために格段の努力をするよう強く要望するとの決議が出されました。

また、関係者の処分、対応につきましては、この事件の重大性、とりわけ町民に対する信頼を著しく失墜させる事態となったことから、任命責任及び管理監督責任を明確にするため、懲戒処分等を行いました。

同じく6月議会でまんのう町特別職の給与の減額に関する条例を制定し、町長につきましては3か月間、10分の5の減給、副町長につきましては、同じく3か月間、10分の3の減給といたしました。合わせて金額にして約170万円の減給をいたしました。

令和2年2月には、ある町民の方から、まんのう町は、今、大変な状況になっているよ

うなので、このようなときにこそお役に立てればと思います。有効に活用して今後ともみんなで頑張ってくださいと補って余りある高額の御寄附と御激励をいただきました。私たちといたしましては、この厚意を無にすることなく、善意の趣旨を十分理解、尊重し、有効活用に努め、全職員一丸となって町民への信頼回復と調整発展のために誠心誠意取り組んでまいりる決意をいたしました。

事件発生後1年以上経過した令和2年5月19日、高松地方裁判所において、本町の元職員に対し、業務上横領により懲役3年の実刑判決がなされました。現在、損害賠償の一部しか返還されておりましたが、元会計室長は公判で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べており、また、令和2年6月4日には本人と面談し、全額返済の意思を確認しておりますので、町としては引き続き請求行為を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 本人についての罪はもう確定しております。私が言いたいことは、今まで議会に対して文書で報告します、検討しますということの報告があまりにもルーズだということ。例えば私が持っておる書類では、ちょうど前課長が書いた文章ですけど、3番、4番目を見ますと、管理責任者について、町長、副町長、総務課長の監督について協議中、こういうことについても報告ができておりません。やはり今回の事件で大きなことになったのは、規則がありながら、職員でなくして管理者の判断がまずかった。先ほども、町長、個人のお金だったから調査しなかった、私の一般質問の答弁の中にもそのように書いております。個人のお金だったので、公のお金は調査しなかった。何ぼ規定を変えてでも、規定をかいくぐっての情報公開しないんやったら同じですよ。

時間も大分過ぎておりますので、次に参ります。構いませんか。

○大西樹議長 次というのは2番目。

○大西豊議員 同じ案件です。

○大西樹議長 はい、どうぞ。

○大西豊議員 町長は任期中に解決する意思はあるのですか。私も議会議員としての責任はあると考えております。協力をしませんか。町長の考えをお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほども申し述べましたが、現在、損害賠償の一部しか返還されておませんが、元会計室長は公判で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べておりますし、令和2年6月4日には本人と面談し、全額返済の意思を確認しておりますので、町といたしましては、引き続き、請求行為を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 最初の1番目の最後として、重複するところがあると思いますが、質問します。

再度、申し上げます。平成30年10月23日、議会の全員協議会の中で、議員より、外郭団体の理事でもある副町長に対し、過去の決算報告、町の職員が外郭団体の通帳管理を長期にわたって管理することがいかなるものか、早急に改善するよう求め、また、別の議員からは、この協会の運営方法について疑問の発言がありました。しかし、公金着服事件後、一部報告があっただけで、公金は返済されていません。一日も早く会期中に解決し、次の議会にバトンタッチすることを考えますが、再度、町長のお考えをお聞かせください。この議会の声が反省することを願っておりますが、よろしく申し上げます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどから述べておりますように、法的手段に基づいて請求してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今期会期中には決着しようという考えはないんですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

何度も申し上げますように、この件につきましては、法的手段に基づいて請求してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 1番目の2番について質問します。

平成31年2月4日、副町長室において、琴南地区の住民からの訴えで、元会計室長の不正の根拠を示したにもかかわらず、対応した副町長等、なぜまんのう町の職員懲戒処分等に関する基準に合わさず、また、調査もせず、結果として850万円以上の追加の横領につながったが、なぜ誤った判断をしたのかお聞かせください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

平成31年2月4日に、琴南地区の住民の方から、元職員が地元自治会費などを着服しているとの話をお聞きしたことを受けて、元職員を問いただしたところ、当初は否定しておりましたが、その後、着服の事実を認めたため、同年6月6日に元職員に関する懲戒審査委員会を開き、まんのう町の懲戒処分等に関する基準により審査した結果、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条に違反するとともに、自治会共有の財産は公的資金にも準ずることから、全体の奉仕者にふさわしくない非行であると判断いたし、減俸0.1か月を6か月間懲戒処分を行い、その後、元職員から3月11日に離職願が出され、平成31年3月31日をもって依願退職とすることになりました。

具体的には、2月から3月にかけて、本人に幾度となく公金の着服がないかなどを問いただしてまいりましたが、本人は公金などについては不正はしていないと主張を続けておりました。

また、地元自治会の問題については、町職員としての処分ではなかったことから、町政を預かる身としては職員を信頼すべきと判断した結果、このようになったところでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 もう少し親切な答弁をいただきたいと思います。先ほども申し上げました、これ、規定があるんですから、住民が副町長室に副町長と総務課長に会いに来たということは、本当に重大な事件、事故ということで来ております。それを個人のことであったから調べなかったということは、私は重大なミスだと思いますので、繰り返し同じ答弁しておりますけど、もう少し誠意のある答弁をしていただきたい。

議長、このような規定になっとるんですよ。まんのう町職員の懲戒処分等に関する基準、別表、懲戒処分の量定基準について、1から8まで実際国と同じような基準があるんですよ。それなのに調べなかったということは、監査委員の立場から大きなミスがあったから拡大した。執行者からはこのようなことはありません。申し訳なかったというだけしかありませんので、大きな判断ミスであったということを認めるべきだと思います。

(川原茂行議員退席 午前10時11分)

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

平成31年3月6日に開きました元職員に関する懲戒審査委員会につきましては、その時点におけるまんのう町職員の懲戒処分等に関する基準により審査をした結果でございますので、適正に処分したものと考えております。

なお、まんのう町職員の懲戒処分等に関する基準に関しましては、この事件を教訓に、また、各種多様な案件に対応するため、国の基準に準じて令和2年8月1日に改正をしております。

また、新たに職員懲戒処分等の公表基準につきましては、令和2年8月1日に整備をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。 (川原茂行議員入室 午前10時13分)

○大西豊議員 今、町長は僕がまだ質問に入っていないことを答弁いただきました。私がこの次に懲戒処分の委員会でどんなことがあったということで、関連するけども、それでもええんやけど、ただ、今、町長がそういうことで改革した言いよるけど、こういう事案を、重複しますけど、地元住民の過去の経歴、真面目さを見ても、あの方が言うことであれば、まず100%信用できる地域の名士であります。その人が来てしたのに、職員を、この規定にも書いておりますけど、いろいろ書いておりますけど、異動も停職もせず、調べず、それが大きな問題いうことを私は言っております。

ちょっと前後しますが、2月4日だと思いますが、地元が来たときに、なぜ、さっきから同じこと言いよるのに、答弁してないです。この規定にのっとって調べて、職員をずっと同じところにおらすことがいけないということ、平成30年、この事件が発覚する前、

くすぶりよったんかも分かんけど、同じ職員が7年も同じところでおったり、外郭団体の判持ったりすることはいかなものかということで、議会が注意勧告しとるんですよ。そのことについて答弁をいただきたいと思います。なぜ調査をせず、異動もさせなかったか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 私のほうから、一部ですけども、お答えさせていただきます。

地元のことのお話は先ほどから何回も出てますけども、対応させていただいたのは私と総務課長でございました。当然、先ほどの町長の答弁の中にも申し上げましたけども、本人に確認いたしました。確認した結果、最終的には認めたわけですけども、これについては、当然それを補償すべきことだというふうに私のほうから強い指導を行いまして、それに対して本人はその金額を補填したと。そして、プラス寄附もしたというふうな報告がありましたので、東原はその時点では地域の問題は解決したというふうに感じておりました。以上です。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 私もう時間半分になって、もうちょっと親切な答弁をいただきたいと思います。規定には、民間であつたらそういうことくらえてくれませんか。先ほども同じ元室長がいろいろ判やなんかを預かっところについても、既に返納しとるんですよ、地元住民が。知つとるか知らんか分かんけど、恐らく知っておると思いますけど、議案の承認のときに、同僚議員が発言しております。弁済しとる。それも相当の金額ですよ。そういう事案なのに、ただ本人に聞いただけでは、職員ですよ。本人は取つとるんやけど、取つとる言わんわ、それは。調査するいうたら、いろいろな角度を調査するのが調査ですよ。今回は監査委員が重大な判断ミスというのはそこなんですよ。それを認識せんことには、また同じことが行われます。再度、お願いします。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 先ほどのお話、ちょっと分けて考えていただけたらと思います。

まず、地元からのお話があつた方というのは、当然地元の問題です。地元の問題ですので、先ほど申し上げましたその仕事というのは、本来の町の職員の職務ではないということで、その当時の懲戒処分の基準に合わせて我々は処分したということでございます。

その後の公的な資金の流用につきましては、これは先ほども町長が申し上げましたように、本人に何回も問い合わせたんですけども、その行為を否定したと。それについては、大変反省しているということでございますので、私も同様に、その件については反省しております。そして、その後新たな懲戒処分基準を設けたということでございますので、そのところは、二つは、旧制度と新制度の区分をつけていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 もう言い訳はやめませんか。監査委員から重大なミスという結果が出とるんですよ。それと、外郭団体もお金出して調査をしておるんじゃないですか。この回

答読めんですか。商工会関係についても調べなあかんいうて書いてあるじゃないですか。今、副町長のこれは、個人は全部弁済しとるでかまんが。あれだけ地元の名士の人が副町長室に来るということは、本当に含みを持って言うてきとるんですよ。そんなこと本人にだけ聞いて納得したいうんは、僕、本当に副町長の仕事務まったんかと思うわ。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 その件についてはそのとおり、決して本人だけに問い合わせたことはございません。私は地域の方にも確認いたしました。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 これまでは調べなんだって、今は地域の人に聞いた言うけど、どういう人に聞いたんですか。そういう立場、例えば支所長、今、総務課長をしておりますけど、支所長とか、報告書の中にも友人、恐らく職員もいたんかどうかわかりませんが、友人に対してもほかの方へしとるんですよ。どういう方に聞いたんですか。あまりにも答弁が無責任ですよ。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 私は決して無責任だとは思っておりません。地域の方に聞いたということだけを申し上げておきます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 親切な答弁をいただいたらこれでやめますけど、そのぐらいは言えんですか。あなたが実際調べたんやったら、そういう地域の名士とか職員がいるんでしょ。どうして聞かなかったんですか。

○大西樹議長 すみません、竹林議員、私語はやめてください。

○大西豊議員 議長、それであつたら、執行者に明快な答弁を求めてください。同じことの繰り返しですよ。規定どおりしてないからいうことを、私、指摘したんですよ。

(合田正夫議員退席 午前10時23分)

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

地元自治会の公金を使ったという問題に関しましては、本人からも返済をして、地元から問題はその件に関しては解決しておるというふう聞いておりましたし、地域の方からも、それについては問題なかったということでございます。その結果が、今回、こういう問題が起こった後にも、地元から損害賠償とかといったものは一切出てきておりませんので、そのとおりであったのかなと思っております。

○大西樹議長 14番、大西豊君。(合田正夫議員入室 午前10時25分)

○大西豊議員 できるだけ親切な答弁をいただきたいと思っております。こういう事例に基づいて調査しなかったから、ついに町の公金に手をつけておりますので、そこに判断ミスがあったから850万円増えたし、また、先ほどと重複しますが、議員が平成30年10月23日の全員協議会において、具体的に指摘しとるじゃないですか。そういう中で、

たまたまあのときに事件が発覚しなかったから進展しませんでした。本当は議会が追求しとけば、損金は少しで済んだと思います。同じことを繰り返しますが、判断ミスによって、その後の損金が拡大したことについての責任は物すごいと思います。そこについて発言しておりますので、もう少し明快な答弁をいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

地元の自治会のお金の流用と公金の横領とは別に考えていただいて、まず起こりましたのは、自治会のお金をどうこうしたかという問題でございましたが、これは本人からも一応返済したし、その後、寄附もしたという話も聞いておりますし、そのことについて地元を確認しますと、そのとおりであるというようなことがありました。これを証拠づけるのは、こういう事件があった後も、地元から損害賠償の請求というのは来ておりませんので、地元自治会のお金については、そういうことで決着しておると私は考えております。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 同じやり取りになりますので、地元から来てないと言いはるけど、実際は、地元においては文書が出回っておるんですよ。それは地域の人みんな知っておると思います。今、地元の人に聞いたら、確認しておきます、最後です。地元から公金横領、自治会のお金の請求は一切来てなかったということを知っておりますということを、町長、もう一度発言してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

こういう事件が起こった後に、地元の自治会から損害賠償に対するような請求は私は来ていないと思っております。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 これ最後になりますけど、先ほど私の質問の中で、町長のほうから先に答弁ありましたが、服務、業務処理規定について、判断ミス、重大事件で、停職処分となります検討委員会を開いたんでしょうかということ、検討委員会を開いたのであれば、どのような結果であったのか教えていただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

検討委員会というような言葉を使われましたが、私はそういう検討委員会はなかったように思いますので、懲戒委員会だと思っておりますので、このことについては先ほど答弁したとおりでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 その言葉は4ページの中で、管理責任者の町長、副町長、総務課長の監督責任について協議中という言葉があります。言葉は少し違いますが、そういうことについての報告はありませんということも含めてお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほども申し述べましたように、関係者の処分については、この事件の重大性、とりわけ町民に対する信頼を著しく失墜させる事態となったことから、任命責任及び管理監督責任を明確にするため、懲戒処分等を行ったこととさせていただきます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今まで質問の中でいろいろ答弁が質問前のこともありましたので、重複するかも分かりませんが、再度お聞きします。副町長が理事長を務めている協会の調査報告書では、平成28年度には町が約500万円近くの補助金を出しているが、決算書がなく、平成30年度も180万円の補助金を出しているが、決算書がないが、このように決算書がなくても補助金を返還しなくても済むのか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 その件についても、私のほうからお話をさせていただきたいと思いません。

今のお話は、監査委員さんの中でのお話がダブっているんじゃないかというふうに思っております。監査委員さんの御指摘を私は真摯に受け止めております。その中で、この話も今までに何回か申し上げたことで重複するんですけども、事業の活動自体は監査委員さんは認めていただいていたというふうに私は記憶しております。ただ、その事務処理が十分でなかったということの指摘を受けております。それについては、はっきりしない、確たる証拠もないんですけども、不明であるというようなことで、この点につきましては大変反省いたしております。以上でございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 不明であったら、重要だけな部分だけを説明いただきます。例えば副町長の報酬は幾らでしたか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 私の報酬は59万8,000円でございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、59万円と聞いて、相当な金額ですよ。59万円、毎年もらっておって、報告書を。

○大西樹議長 ちょっとお待ちください。

○栗田副町長 議員さん、ツーリズム協会は、私、ゼロですよ。それちょっと誤解されとるんかもわかりません。副町長としての報酬がそれだけですよというお話です。ツーリズム協会の理事長の報酬はなしでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 分かりました。費用弁償はありましたか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 全くのゼロでございます、それに関する私の報酬等は、ツーリズム

ズム協会の理事長としては皆無でございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 いつまでも同じこととしてます。町長の発言では、初日の議案説明の中で、検討しますということの声が聞けなかったことは本当に残念です。

次に参ります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わるんですか。

○大西豊議員 1番目の問題の4番です。

○大西樹議長 分かりました。どうぞ。

○大西豊議員 コロナ対策で、通常、今、国が進めておる会議等々については、ここもほとんど戸が閉まっとるし、やっぱり1時間をめどに休憩するのが妥当と思いますけど、議長にお願いしたいと思います。

○大西樹議長 それでは、会議の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時50分までお願いします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

14番、大西豊君、4番目の質問をお願いいたします。

○大西豊議員 それでは、4番目の公金横領事件についての最後の質問をします。

令和2年12月定例会の答弁では、町の被害額が2,902万円、うち114万円は相殺し、残りの金額の請求を続けていく。損失分の返還については、強制するものではないが、今後、職員に事情を説明し、協力を求めていきたいとの答弁でありましたが、協力はいただいているのかお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

元職員の町への損害賠償額返済に関する職員の協力については、令和2年12月に全職員に対しアンケートにより意見を聞きました。その結果といたしましては、大半が協力には否定的な意見でありました。これにつきましては、決して職員に対して強制すべきものではありませんので、令和2年の3月末に各課長へあくまでも個人の自主的な判断で協力できるものを募っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、町長から一歩前進した答弁をいただきました。このことについては敬意を表します。これはタブレットにも上げておりましたが、私は当初から他県の事例を挙げて説明しております。まさかあのときに、即、考えとったのか分らんけど、職員に協力を得る。この問題は、先ほどからも言うておりますけど、管理職の問題ですよ。先ほど言いましたけど、町長、副町長、総務課長については検討しますということをご頂いて

おる書類には書いております。管理者責任ということで、その報告は明確にないです。今、恐らく退職される方もありますけど、初日の、今回、退職される方には、一応任期がありますので、町長、副町長、教育長、課長がいたようですけど、退職金についても質問しましたが、また後から調査して報告するというので、積極的ではないんですけど、答弁がありました。今、町長が答弁がありました協力をいただける、広島県の警察官の不祥事に恐らく準じて、私は議員も、私個人も、先ほど申しましたけど、協力を惜しまないということで、いろいろありましたが、最後に町長にお伺いします。

いろいろな案件につきましては、監査報告でも重大なミスによって損金を拡大した。そのことについて、最後の締めくくりの答弁として、地元住民が31年2月4日に副町長室に、副町長、また、総務課長の下でいろいろなことを訴えた。先ほど町長は、地元から請求がないという、損害賠償はないというけど、それは誤りだと思いますので、調査をしていただけたらと思いますが、2月4日以降は、これ管理者責任ですよ、町長、副町長の。住民が言ってきとるんですよ。850万円は返してもらわないかん。もうちょっときつく言えば、我々議会が平成30年10月23日に全員協議会において、過去大手の会社もいたり、行政経験のある方がいつも口癖に言うてる、そういうこと、同じ者が長いこと通帳、判こを持つ、今回、七、八年のようですが、持ったことについての指摘、本当に議会もあのとき声を大にして追求しとけば、恐らくこんな大きな問題にもなっていなかったし、お金も損失も少なかったと思います。そういう意味で、監査の報告書にもありますように、重大なミスということと、実際、今日、いろいろ一般質問の中で申し訳なかった、今後は気をつける、その責任について、職員が払う人もおるいうのに、町長、副町長の声が聞けんのでは、一般質問を終えられませんか、よろしくお願ひします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの質問にお答えいたします。

まず、関係者の処分の対応につきましては、任命責任及び管理監督責任を明確にするために懲戒処分を行っておるところでございます。

また、先ほども話をさせていただきましたように、令和2年2月には、あるまんのう町民の方からまんのう町は、今、大変な状況になっているようなので、このようなときにこそ力になり、お役に立てればと思います。有効に活用し、今後ともみんなで頑張ってくださいと言って、補って余りある高額の寄附と激励をいただきました。私も含め、職員全員といたしましては、この厚意を無にすることなく、善意の趣旨を十分理解、尊重し、有効活用を努めて、全職員一丸となって町民への信頼回復と町政発展のために誠心誠意取り組んでまいりたい決意でございますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 先ほど町長の答弁にもありましたけど、町長も副町長も含めて協力するということですね。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほども答弁させていただきましたように、関係者の処分につきましては懲戒処分をいたしておるところでありますし、先ほども申しましたように、令和2年2月には、ある町民の方から今後ともみんなで頑張ってくださいと言って高額の寄附をいただいておりますので、全職員一丸となって、町民の信頼回復と町政発展のために誠心誠意取り組んでまいりる決意でございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 先ほど町長の答弁では、職員もこのことについては協力する、返済する意欲があるというような答弁と理解しております。

それともう一つは、この問題は、最後にしますけど、ミス認めとるんですから、2月4日にミス認めとるんですから、850万円の金額が出とるんですから、それを目標に我々が協力して、貸すのか寄附するのかは別として、他のホームページにアップしとるような事例を参考にして、私はお金をみんなから寄附を募るということで理解しておきますので、1番目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 時間がないので、タイトルだけ読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金について、各小学校の施設において、既に空調設備が導入されていますが、吉野体育館は災害時の避難所指定されいながら、いまだに空調設備がされておられません。そこで、この交付金を導入していただきたいと強く提案します。

また、本年度、近隣の市町でも取り組んでおります稲作農家900ヘクタールに対する所得減対策として臨時交付金を有効活用することを提案申し上げます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての御質問にお答えいたします。

まず、吉野体育館に空調設備を導入してはどの御質問にお答えいたします。

現在、町内の指定避難所は29か所を指定しておりますが、御質問のとおり吉野体育館には空調設備の整備は完了できておりません。他県の豪雨災害等での被災地状況でも空調設備のない避難所での大変厳しい状況が伝えられておりましたので、本町でも令和2年度からの繰越事業として、指定避難所である町内6小学校の体育館に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び緊急防災・減災事業債を活用し、空調設備の整備を行いました。

しかしながら、まだ吉野体育館や旧小学校、旧中学校の体育館などは未整備の状況となっております。

今後も空調設備が未整備の指定避難所につきましては、優先順位を検討し、引き続き、

財源確保を図りながら整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の稲作農家約900ヘクタールに対して、所得減対策として臨時交付金を有効活用してはとの御質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の影響により、不要不急の外出や飲酒を伴う会食の制限などにより、外食をはじめ多方面での需要が停滞する中で米の在庫が膨らみ、JA香川米の令和3年度主食用米仮渡金単価が大幅に下落したことから、令和3年度主食用米の作付に応じて、まんのう町主食用米生産継続臨時支援金の助成を考えております。これにより、町内農業者等の次年度に向けた水稻作付及び営農継続を支援できると考えますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 順次していくということですので、よろしく願いします。特に吉野体育館については、皆さん御存じのとおり、旧満濃町時代に昭和50年初期頃から、旧満濃町が長炭、吉野、神野、四条、高篠小学校を三つの校区に統廃合することが決定し、一番に吉野住民、神野住民が協力して、今の満濃南小学校ができております。地域住民は本当に将来を見据えた政策だったと大変ありがたく思っておるところでございます。そういう中で、取り残されたこの施設につきましては、どうぞよろしく願いいたします。

また、米農家に対する所得減対策の補償につきましては、特に今、国が飲食業等についての対策をしておりますが、末端の農家は本当に疲弊しております。そういう中で、少しでも多くのお金を、丸亀市が対応したようなお金をもって、農業が持続できるようにお願いして終わります。

○大西樹議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 ただいま議長のほうから許可をいただきました、2番、常包です。3月議会の一般質問通告に従いまして行いたいと思います。今回は、新型コロナ対策、ごみ収集、職員採用の3点についてお伺いしたいと思います。

最初の新型コロナ対策についてお伺いいたします。

まず、町内での小売店、飲食店等の地場中小事業所の支援についてお伺いいたします。国の交付金を活用して、令和4年度、来年度に5割のプレミアムつき商品券発行事業が予定されております。近隣の市町に負けないプレミアム率、また、スーパーでも使えるということで、町民の反応はよいというふうに聞いております。改めまして、今回の商品券発行事業の目的をお示してください。

令和3年度の事業、今年の1月末で商品券の事業が使用期限が終わりましたが、その使用されたお店の状況についてお示してください。

年々量販店で使用する割合が増えているように私は感じているのですが、どのように分析されていますか、まずお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、新型コロナ対応、町内の小売店、飲食店等への対策についての御質問にお答えいたします。

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認され、その後は急激に全国各地に感染拡大し、4月には緊急事態宣言が全国に発出され、5月末には解除されましたが、新型コロナウイルスの変異により、第2波、第3波と感染拡大を繰り返し、第6波となり、いまだに終息が見えない状況となっています。

その間、飲食店など営業の休業や時短営業の協力要請、また、人流の抑制など、外出機会が減少したことにより、事業者は大きな影響を受けております。大きな影響を受けた事業者に対し、国及び県が休業・時短営業の協力金や持続化応援給付金の支給など支援を行っていますが、町としても各種支援を行っております。

まず最初に、プレミアム30%付商品券発行事業につきまして御報告いたします。

プレミアム30%付商品券発行事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減っている町民の生活安定と、町内における消費の下支えによる地域経済の回復を図ることを目的に実施いたしました。商品券の取引できる事業所は206事業所が指定店として登録されており、2億622万2,000円分の商品券が使用されましたが、それ以上の金銭が流通され、大きな効果があったと考えております。

業種別では小売業での使用が大半を占めていますが、飲食店や理容・美容などサービス業でも多く使用されております。

次に、直接的な支援として、飲食店など営業の休業や時短営業の協力要請に協力した事業者には、香川県感染拡大防止協力金の上乗せ補助としてまんのう町感染拡大防止協力金を60事業者に480万円を支給いたしました。また、持続化応援給付金事業も実施し、400事業者に1億2,000万円を支給いたしました。

商工会との連携につきましては、商工会では経営指導員による相談や指導を行うことや、必要に応じて国や県等の各種補助金等の申請に向けた支援や町が実施する給付金等の申請及び商品券発行事業の支援も行っており、町と商工会が連携した事業者の支援を行っております。

今年度もプレミアム40%付商品券発行事業や、飲食店・対面するサービス業などに支給する営業継続応援事業を実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 それぞれの事業の概略を示していただきましてありがとうございます。

商品券の使用状況についてお伺いして、答弁がないんですけど、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の御質問にお答えします。

まず、令和元年度にプレミアム10%の商品券発行事業を行っております。元年度では大型店の使用率が約41%となっております。令和2年度に実施したプレミアム30%

つきの商品券発行事業では、大型店の使用率が53%となっており、本年度実施しているプレミアム商品券につきましては、まだ集計はできておりませんが、今年新たにドラッグストアコスモスさんも使えるようにしておりますので、大型店の使用率はもう少し上がっているのではないかなというふうに思われます。以上でございます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 12月末現在では出ていないのでしょうか。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 御質問にお答えします。

こちらのほうはまだ集計できておりません。換金率が99%を超える換金率にはなってございますが、各店舗から商品券の換金というところがまだでございますので、まだ集計できてございません。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 通告で出しておるわけですから、現時点での数字は拾っていただきたい。答弁の中で拾っていただきたいということ、丁寧な答弁を求めておきたいので、よろしくをお願いします。早急に次回の委員会の中でお示しいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

1番目の2番目でありますが、エッセンシャルワーカー、保育、介護、教育などの働く皆さんへの支援、対策についてお伺いします。

新型コロナ対策の基本はワクチン接種と検査と言われております。これまでワクチン接種や検査、また、慰労金等で支援が行われてまいりました。私たちが日常生活を送る上で欠かせない仕事を担っていただいている方をエッセンシャルワーカーと言われております。エッセンシャルワーカーとは具体的にどのような職業のことを認識されておられるのかお示してください。

感染リスクを感じながらも現場で働き続けてくれている方々をどのように捉えているのかお示してください。

ワクチンの3回目接種に当たり、他の市町をインターネットで見ると、千葉県の富津市では介護、障害福祉サービス関係、保育、小中学校に加えて、放課後児童クラブの従事者、清掃の従事者、火葬場の職員も含まれているようです。

また、福岡県の筑後市では、タクシーの運転手さん、消防団、民生委員、そして、不特定多数の住民と接触する公務員の皆さんなども対象とされているようです。

私は昨年からの質問の中で、非常に近い距離で仕事をする理・美容も感染リスクが非常に高い職業と考えております。接骨院や鍼灸院などの皆さんは医療関係には含まれているのか、どうなるのでしょうか。運送関係、公共交通の関係者、どうなるのでしょうか。子供や高齢者の方に接触する機会が多い方、クラスターが発生した場合の影響が大きい方を優先的な対応をしていくことが望ましいと考えますが、お考えをお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、エッセンシャルワーカー、保育・介護・教師等への対策についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種については、国において2回目接種との接種間隔が示されております。当初はおおむね8か月以上とされておりましたが、医療従事者並びに高齢者施設の入所者及び従事者等は6か月以上に、また、3月より65歳以上の方は6か月以上に、64歳以下の方は7か月以上に間隔が短縮され、接種時期を前倒しして3回目接種を受けていただくこととなっております。

なお、予約に空きが見られる場合などには、年齢にかかわらず、6か月以上経過しておれば接種が可能とされております。

本町におきましては、2回目接種の終了した順に段階的に接種券を送付し、届いた方から予約可能でございます。まず、医療従事者並びに高齢者施設の入所者及び従事者の接種を終え、65歳以上の方または町内の通所及び居宅のサービス事業に従事する方等へ接種を進めてまいりました。現在は64歳以下の方も接種を受けられるようになっております。

香川県発表のワクチン接種状況によりますと、本町の3回目接種率は20%を超え、多度津町に次ぐ早いペースで接種が進んでおります。

また、ワクチンを有効に使い、速やかな接種を進めるために、キャンセル対応が可能な方を登録させていただいております。対象は町内のこども園、小学校及び中学校の教職員、まんのう町社会福祉協議会及び商工会の会員企業等で従事している方などでございます。この場合、接種間隔は6か月以上とし、町内の感染状況を踏まえ、教職員を優先的に御案内しております。

なお、3月より香川県民が住所地内外にかかわらず県内の医療機関で接種を受けられる広域接種が始まり、さらに教職員や警察官等を対象とした香川県広域集団接種センターが開設されます。

住民生活を維持するために働いておられる方、すなわちエッセンシャルワーカーとされる方には、医療従事者、障害及び介護に関する事業並びに教育、保育、警察、消防、交通、物流関係に従事する方等多くの方がいらっしゃるかと存じております。そのほか感染リスクの高い職業の方もいらっしゃいますが、既に2回目接種から6か月以上経過しておれば接種が可能な時期に至っておりますので、町内または広域での接種を御検討いただき、また、本町の接種体制を維持することによりまして、希望する方への接種を速やかに実施できるよう、引き続き、体制整備に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。まんのう町の人口1万8,000人弱の中で、そのような職種を限定的にピックアップするというのはなお手間がかかるというふうにも想像もします。ただ、ワクチン接種だけではありませんので、このようなエッセンシャルワーカーと言われる方々を今後の施策の中で配慮いただきたいというふうに思います。

ので、よろしく申し上げます。

商工会の会員さんの方はできるということでありますから、多くの地場の方は該当するというふうに理解をいたしましたので、よろしく申し上げます。

続きまして、大学生など学ぶ学生さんへの支援についてお伺いします。

奨学金を受けながら大学や専門学校で学ぶ学生を応援する応援給付金が令和2年度、3年度とまんのう町独自で制度化されました。アルバイトや仕送りなどが減って、生活に困っている学生を応援することは、裏返して言えば、町内で暮らす保護者の皆さんを支援することにもつながるわけで、有意義な施策だというふうに私は考えます。それぞれ2年度、3年度の実績はどのような数が出たのでしょうか。想定された人数だったのでしょうか。また、周知方法についてはどうだったのでしょうか。現時点での把握している部分をお示しくください。

また、令和4年度の予算の中に、国の交付金を活用して1,000万円予算化されております。新しい制度の目的、対象者、金額などはどのように想定されているのかお示ください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの3番目、大学生等の応援についての御質問にお答えいたします。

まんのう町では新型コロナウイルス感染症の感染拡大により将来の不安が増す中、経済的に厳しい環境に置かれた大学生等に対して給付金を給付するために、令和2年9月に緊急学生支援給付金給付事業実施要綱を制定し、奨学金の貸付制度等を利用して大学等に通う学生に対し、5万円を給付いたしております。この制度につきましては、町広報誌、ホームページへの掲載、音声告知放送により広く周知をいたしました。

このため、昨年度におきましては、88名の大学生等に給付いたしました。また、本年度におきましては、昨年度の給付を受けていない大学生等を対象といたしましたため、給付を受けた大学生等は33名となっており、2年間で605万円を給付いたしております。

令和4年度予算要望におきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたし、1,000万円の予算計上を行っております。今3月議会に予算案を上程しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、給付型奨学金についてでございます。大学等を卒業後、まんのう町内に3年以上居住する方につきましては、奨学金の返還を免除することができる条項を盛り込んだまんのう町奨学金貸与条例の一部改正につきまして、昨年9月議会におきまして御議決を賜ったところでございます。

本条例の施行は令和4年4月1日といたしておりますが、先般、令和4年度の奨学生の募集を行いました。その募集につきましても、町広報誌、ホームページへの掲載、音声告知放送により広く周知をいたしたところでございます。

応募の締切りを本年1月末として受付したところ、4月から大学等に進学する予定の者

など、12名からの応募がありました。予算の範囲内での決定となっておりますことから、奨学生選定委員会におきまして、来年度の奨学生として4名を選考いたしました。選考された奨学生におかれましては、奨学金を利用し、大学生生活を有意義に過ごしていただき、将来はまんのう町を拠点として生活していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 すみません、ちょっと答弁漏れがあるんですが、来年度の1,000万円の内容についてお示しいただきたいと思います。

それから、給付型返還免除の奨学金についてもお示しいただきました。4名が選考ということですが、4名ということは60万円掛ける4人で240万円、今年予算が120万円に減額されておりますので、来年度の予算が450万円計上されていると見ると、もう少しけるんではないかと、私、今、感じたのですが、4人に選考された経緯といますか、その辺、その選考の内容、条件というのがお示しできるのであれば、お示しください。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 常包議員の御質問にお答えします。

まず、最初の令和4年度の1,000万円の予算計上でございます。その1,000万円の内訳でございますが、今年度と同じように1人5万円の200人を想定した金額でございます。昨年度、88名が実績でございました。本年度の実績が33名ということでございましたが、本年度につきましては、昨年度もらった方については給付しないという条件がありましたので少なくなっております。したがって、来年は昨年、また、今年度給付を受けた方についても、それを対象として給付したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、給付型奨学金でございます。応募のほうは12名で、選考の結果、4名ということでございます。まず、その4名という基準といたしますか、4名にした理由でございますが、その基本として、大学生が年間60万円の4名、これで240万円を見積もっております。高校生が年間18万円を2名で見積もって、合計年間276万円ということで見積りをしてございます。これは4年後にしますと、大学生が1年生から4年生までいるということで、この4倍の予算が年間必要になるということで、財政当局との協議の上、年間1,104万円というのが4年後のこの奨学金の予算ということで、とりあえずこの人数から始めるということでスタートしております。

なお、先ほど御質問にありました奨学生選定委員会の基準でございますが、この選定基準につきましては、学業の点と、もう一つは健康的な点、もう一つ大きなのは経済的な理由ということで、それに基づき選考委員会のほうで選定を4人に絞ったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。学ぶ意欲がある方、しかし、経済的に厳しい条件があるという方は、最大限配慮いただきたいというふうに思います。もう少しけるんではないかなというふうに思いますので、予算上、来年度の予算には450万円予算化されているように思いますので、もう少しけるんではないかと、それはまた教育民生委員会の中で御議論いただきたいと思いますが、奨学金の目的は保護者の経済的な理由、家庭の理由に関係なく、学ぶ権利というか、学ぶ環境をつくってあげる、子供の夢を実現させる環境をつくってあげるというのが役割だと思いますので、経済的な理由で学べない子供は、そこを補填をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それとあと奨学金の周知の方法は、私、高校での進路相談というのが結構大きなウエートがあると思います。その場でいろんな制度が説明されることもあろうかと思しますので、ぜひ高校への周知も併せてお願いして、1番目の質問を終わりたいと思います。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問を許可します。

○常包恵議員 2番目はごみ収集の問題です。

質問に入る前に、4月から燃えるごみの祝日収集が始まるということ、また、告知放送で流れておりましたが、外国人向けの収集カレンダーの案内とかいろいろ工夫をされていることに敬意を表しておきます。

また、昨日の雨の日であったり、雪の日、炎天下、いろいろ厳しい条件ではありながら、また、最近では新型コロナウイルス感染症に気を使いながら、自らも感染しないように努力をしながら、私たちの生活に不可欠なごみ収集に関わっていただいている方々に感謝を申し上げたいと思います。

(川原茂行議員退席 午前11時32分)

最初の質問であります、燃えるごみ、燃えないごみなどを集積場所まで持っていけない人への対応について、配慮できないものかお伺いたします。

障害があったり、高齢になったりして、要介護認定になったような世帯に対して、ふれあい収集という言葉で全国的には呼ばれておりますが、戸別収集をできないものか、見解をお示しくください。

まんのう町の場合には、地域や自治会ごとの集積場所に各自が持ち寄るステーション方式でごみ収集が行われておりますが、独り暮らしで近くに親類の方がいなかったりということで、ステーションまでごみを持っていくことが大変な方が増えておりますし、今後増えていくのではないかと感じます。お近くの方に、御近所の方に頼んでも、毎週のことということになりますと、大変気兼ねしてまいります。独り暮らしであればごみの量は少ないかと思いますが、夏場に1週間のごみを家庭に置いておくというのは衛生上の問題もあるかと思っております。

高齢者のみの世帯、また、独り暮らしの世帯は今後も進んでいくと思います。まんのう町では2月1日現在、7,448世帯、1万7,875人、65歳以上が6,691人、

高齢化率は37.5%であります。昨年の4月1日現在、身体障害者手帳の1級が269人、2級は97人、介護認定の総数は1,365人という報告を所管事務調査の中で受けております。ぜひ戸別の収集を検討いただきたいと思います。

(川原茂行議員入室 午前11時34分)

近くでは丸亀市が平成25年から、善通寺市が平成28年から、三木町が昨年9月からこのような制度を始めております。他の市町より高齢化が進んでいるまんのう町では、早急に検討していく必要があるのではないかと思います、お考えをお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の、ごみを集積場所まで持っていけない人の家庭ごみの収集についての御質問にお答えいたします。

常包議員御指摘のように、以前から主に独り暮らし高齢者を対象としたごみ集積につきましては一つの課題となっております。自治会内で決められたごみ集積所までのごみ出しについて、健常な方であれば車での移動ができ、集積所までの距離など何も問題はないわけではありますが、お一人お一人の身体機能にも大きな差があり、歩行が困難であったり、重いものが持てない、ごみの分別に困っているなど、ごみ出しについて、特に御高齢の方には何かと困っている方が多数おいでることと思います。

そうしたごみの集積に関する高齢者等への対策が一つの課題であります、もう一つ、以前からの課題として祝日の収集があります。この祝日の収集につきましては、これまでいろいろな御意見をいただいていたところでありましたが、人力的な問題等、現場との調整を重ね、何とか新年度から開始できる運びとなったところであります。

議員御指摘の高齢者等への対策より祝日収集を優先させた形となりましたが、御指摘の高齢者等への対策につきましては、現在のところ、令和5年度当初からの開始を予定しておるところであります。

大まかな検討内容につきましては、新年度の令和4年度中に対象者の要件など例規等の整備はもちろんのこと、対象となります方々の数や地域、収集予定日や回数等のエリア分け、また、実施に当たっては、対象者となる個人宅への車の乗り入れが必要と思われまことから、効率的な収集方法や人力的なことも含めて、他市町の状況も参考にしながら、さきに申しました令和5年度実施の実現に向けてしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。令和5年度に向けて、1年間かけて準備をお願いしたいと思います。

その準備の段階で、もう一点、要望であります、静岡県伊東市では、戸別収集の希望者の方に直接収集したときに声かけをして、安否確認をしているようであります。伊東市の場合、戸別収集145世帯申込みがあって、その中で安否確認まで要望があるのが107世帯だそうです。収集車が異変を感じたときに、ケアマネジャーなどの緊急連絡先の方

に役場から連絡するというシステムを取っておるそうであります。人口約7万人の伊東市、伊東温泉の町です。伊東市で175世帯で今ありますが、最初は対象者を要介護2から始めたそうです。そして、徐々に広げていって、今年1月から要支援の世帯まで拡大しているそうであります。

ひとり暮らし世帯の訪問というのは、ごみの出し方、出している状況、新聞や郵便受けの状況などからいろんな安否確認はできると思うんですけど、それプラス、直接声をかけていただくことによって、高齢者の方が話もすることもできますし、高齢者の方自身も触れ合うことができているのではないかといいように思いますので、そういう触れ合い収集実施のときに、5年度までの間に、ぜひ安否確認も含めて検討いただきたいなど。

そしてまた、その体制づくりも含めて、人員確保も含めて検討いただきたいと思いますが、その辺、お考えがあればお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、個別収集に伴う高齢者等への安否確認についての御質問にお答えいたします。

高齢者等の安否確認についてであります。この業務や実施方法につきましては、御指摘の郵便局や新聞配達、給食サービスなどとタイアップする方法、朝起きたときに御本人が自宅に手旗などを出す方法、また、数年前からはタブレット端末を利用する方法など、試験的なものも含めて、福祉の分野においてはいろいろな方法が実施・検討されておるところでございます。

そこで、この安否確認を個別収集と併せて行う方法ですが、個別収集そのものを実施するに当たっては、当然ではありますが、福祉保険課と連携し、検討しなければ、実施に至らないと考えておりますので、本件の安否確認につきましても、個別収集のメニューの一つと捉え、また、人員確保につきましても、費用対効果等を確認しながら検討したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

戸別収集のもう一点、新型コロナのように感染症の感染世帯への対応についても検討しておく必要があるのではないかと考えているところであります。感染症の内容によって対象が違って来たりありまじょうし、同じ新型コロナと言っても、デルタ株とオミクロン株とではまた違って来る、いろんな問題があろうかと思いますが、こういう今後の課題として早急に検討し、制度化しておくとか、マニュアル化しておくとかが必要かと思いますが、どうでしょうか。当面、新型コロナの問題等も含めてどのようにお考えかお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、コロナなど感染症感染世帯の個別収集できないのかについての御質問にお答えいたします。

感染症と言われるものといましては、コロナのほかにもノロウイルスやO-157、インフルエンザなど、感染した場合には期間中の外出自粛や就業制限が望まれるものが幾つかございます。

常包議員御質問の中にはこれらも含まれるものと思いますが、特にこのコロナに対しましては、コロナハラスメントといったことも考慮しなければなりませんので、できるだけ表面化しないように行うことはもちろんのこと、業務に当たる職員が罹患し、町のじんかい収集全体の作業に影響することがないように安全を確保することも必要であると考えます。

そうしたことから、常包議員御指摘の、感染世帯の個別収集につきまして、現在の本町の収集体制ではなかなか難しいと言わざるを得ない状態であると思われれます。

そこで、これまでの町の取組としましては、そうした方々のごみの出し方、特にコロナウイルスの感染が確認されて以降、例えば使用済みのマスクやティッシュペーパーなどについては、二重袋にして出していただくといった国から示された方法等を、年に数回、音声告知放送を通して周知を行っておるところでございます。

また、先日、四国新聞に掲載されていまして高松市保健所が示しているごみの出し方によりますと、療養解除となって10日ほどたってから密閉して捨てるようになっておりました。

これらのことから、現状の週2回収集と併せて体制の確保ができたとしても、実働回数は非常に少ないことが想像されるわけではありますが、今後、コロナ以外の感染症の出現等も考えられますので、この件につきましても、住民目線のサービスとして、独り暮らし高齢者等への個別収集を計画する中で、実施可能かどうかを含めて検討したいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ令和4年度、来年度の中で1年間かけて準備を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、2番目の質問を終わります。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

会議の途中ではございますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時ということをお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

2番、常包恵君、3番目の質問を許可します。

○常包恵議員 すみません、午前中に引き続いて、一般質問をさせていただきます。

三つ目の質問、町職員の採用問題についてお答えをお願いします。

新年度の職員採用、間もなく4月、新年度になれば、早速決めていくことになると思いますが、令和4年度職員採用試験について、基本的な考え方をお示してください。

募集要項の決定事項までのスケジュールも併せてお示しいただけたらというふうに思います。

そして、その中で、令和4年度についても、今年もしましたが、経験者枠での採用というのを継続していただきたいのが一点、それから、琴平町では実施しておりますが、まんのう町では実施していただけていない高校卒業枠での採用試験、これはなぜできないのかも含めてお示しいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の、職員雇用についての御質問にお答えいたします。

新年度の職員採用についてお答えします。

まず、本町の現状についてお伝えしたいと思います。

本町の正規職員の採用については、新卒枠と経験者枠を近年募集しております。採用試験としまして、どちらの採用枠についても町村会において教養試験、専門試験などを行った後、その試験合格者に対し、本町において集団討論、面接などを行い、採用を決定している状況でございます。

また、例年であれば7月頃から1次試験が開始されるわけですが、その募集要項については、4月頃に同年度の退職予定人数を参考に、町の定員管理計画や社会情勢等を勘案して募集人数や募集区分を決定しております。

町村会の行う採用試験につきましては、公務員としての一般知識や資質を問う特性検査もあり、よりよい人材確保の判断材料の一つとしても重要であると考えております。

また、本町では令和元年度から経験者枠での採用を開始したところではございますが、業務分野が多岐にわたる今の行政において、専門的知識や能力を持った即戦力となる人材確保ができる経験者採用は大変貴重であると感じております。しかしながら、採用については、職員の年齢層の平準化も考慮する必要があるため、本町においては令和4年度の職員採用についても、新卒枠を基本に即戦力となる経験者枠においても並行しながら、これまでどおりと同様な形での試験採用を継続してまいりたいと考えております。

また、高卒枠採用についてですが、高卒の新卒者枠は本町では現在募集は行っておりません。これまでの流れを見ますと、合併以降、本町においては大卒の新卒者枠を対象に募集を行ってまいりました。

しかしながら、地方分権が進む中、事務の権限移譲による業務量の増加、行政への多様なニーズに対応するための事業の増加や細分化などがあり、時代の流れとともに、そのニーズに応えるため、専門的知識を有する職員や即戦力となる職員が求められるようになりました。そのため、本町においても、令和元年度から経験者枠の募集を高校卒業以上という条件で行っておるところであります。

また、職員採用につきましては、定員管理も考慮しなければなりません。働き方改革の

一環として令和2年度から開始された会計年度任用職員制度によるフルタイム職員の創設、令和5年度に導入される定年延長制度など、本町の職員については、合併以降、減少はしているものの、度重なる制度改革による定員管理への影響などを考慮する必要もございません。

今、本町は正規職員222名、会計年度任用職員274名という現状の中、その人件費を合わせるとおよそ25億円に達するなど、人事課題が山積しております。そのような中で、今すぐというわけにはいきませんが、今後の人材確保の在り方を総合的に考えていく中で、高卒枠の募集も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 確かに大学なり短大なりの進学率というのは上昇しております。香川においても増えてきている。ですから、まんのう町の高校生の方も進学をされる方が増えてきているとは思いますが、しかし、高校で就職される方もかなりの人数がおるわけであり、そういった観点から、大勢の人数を採用するとすれば、短大卒とかいう枠もつくっている市なり県なりはありますけれど、大卒、高卒というような枠を、琴平で隣でできているわけですから、改めて検討を今からしていただきたいことを申しておきたいと思っております。

それと、次、障害者の雇用についてお伺いたします。

平成30年12月議会で、途中退職により法定雇用率を一時的に下回ったので、急なこともあり、臨時職員で対応するというような答弁がございました。現在の障害者の雇用率、雇用状況についてお示してください。

琴平町、多度津町、綾川町など近隣の町では、障害者枠での採用試験を行っております。なぜまんのう町でそれができないのか、併せてお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、障害者雇用の状況についてお答えいたします。

本町は、現在、会計年度任用職員において障害者枠での募集を行っている状況であります。障害者雇用につきましては、事業主に義務づけられた法定雇用率と法定雇用障害者数があります。法定雇用率は事業所の常用労働者に占める雇用すべき障害者の割合であり、法定雇用障害者数は常用労働者に対し事業主が雇用すべき障害者の数であります。その算出方法は法律で定められた基礎となる人数に法定雇用率を乗じて算出いたします。

令和3年度において地方公共団体に義務づけられた法定雇用率は2.6%であり、本町全体においては2.4%と若干下回ってはおりますが、法定雇用障害者数は現在満たしている状況であります。これについては、労働局に確認したところ、法定雇用障害者数を満たしており、問題はないとの回答を得ております。

そのため、現状として会計年度任用職員における障害者枠での募集は行っておりますが、正規職員における障害者枠での募集は行っていない状況にございます。

また、障害者雇用については、就労後のサポート等も必要であり、障害に対する専門的知識を持った職員の配置や障害者雇用に対する職員の理解、職場環境の整備など、雇用前の受入体制をより強化する必要があります。現在のところ、正規職員での障害者枠での募集というのは考えておりませんが、今後、その強化に取り組み、受入態勢を整えつつ検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 会計年度任用職員、いわゆる以前では臨時職員で募集をすると。会計年度任用職員の年収は幾らですか。正規職員との格差はどうなりますか。障害者の方の社会参加と自立という、町長の施政方針の中で多様性を認め合う社会を築くと。考えていないというのは、ちょっと納得できないですね。以前からずっと求めています、障害者枠での採用。募集はしたけれど、そこで応募者と状況が合わなくて採用できないということは考えられるかもわからないけれど、枠をつくるという、障害者の方もきちんと働いて、生活が自立していける体制、職場をつくるという、その姿勢が要るんでないんですか。ここで時間を取るつもりはなかったんですけど。琴平、多度津、綾川、お隣です。町です。市ではないです。市はもう既にしています。したけど採用できなかったというのは報告あります、募集。ほかの市町で。考えてないというのはちょっと納得できないですね。もう一度、答弁いただけますか。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 常包議員の再質問にお答えします。

正規職員の障害者枠での雇用でございますけども、ちょっと考えていないというような表現をいたしましたけども、町長も答弁しましたように、障害者枠での募集ということで、その受入体制等についても十分体制整備を整えていかなければならないというのを私たちは思っております。障害者の方を受け入れる場合には、やはりサポートする体制というのも職場として私たちとしては重要なものだと考えておりますので、それを整えながら、その枠については考えていきたいと思っております。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ養護学校の方とか等も含めて、他市町の状況を早急に検討いただいて、本当に腫れ物に触るように受け入れるわけじゃないんです。障害者も健常者も一緒に仕事をするわけです、職場で。そういう気持ちで取り組んでいただきたいというふうに思います。

今、会計年度任用職員の話が出ました。次に、会計年度任用職員の待遇改善についてお伺いいたします。

まんのう町の会計年度任用職員、以前の臨時職員は、大部分が学校教育課だろうというふうに思います。こども園に多いと思います。正規職員比率改善のために、退職者を上回る保育士を今まで採用していただきました。それを継続していただいております。そのことは評価いたします。

しかし、現時点においても、会計年度任用職員の存在抜きには園の業務は回らないだろうというふうに思っています。こども園の現状についてお示してください。正規職員、会計年度任用職員は何名おいでなのか。そして、会計年度任用職員の中で、居残り、早出も行き、正規職員の方と変わらない勤務体制の方は何名おいでなのか。また、会計年度任用職員だけのクラスはあるのか。あるとすれば、その職員は何名おいでなのか教えてください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、会計年度任用職員の労働条件改善についての御質問にお答えします。

まず、こども園の現状であります。現在、正規職員222名のうち54名が、会計年度任用職員においては274名のうち学校関連に175名の職員がおり、そのうち92名の会計年度任用職員がこども園に在籍いたしております。

また、92名の会計年度任用職員のうち、居残り、早出などのある職員が38名、クラス担任が3名と把握しております。担任は基本的には正規職員であります。予期せぬ休職などにより、現在、経験年数が長い会計年度任用職員が担任を担っているのが現状でございます。

正規職員の保育教諭につきましては、近年、新卒者及び経験者ともに積極的に採用を行っている状況であり、こういった現状を踏まえると、今後もこれまでどおりの積極的採用を考えておりますが、保育教諭につきましては、園児数により教諭の配置必要数が決まるといった背景もあるため、今後の園児数の動向を把握しながら随時検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 一概に会計年度が多いからだけとは言っていない。現状に応じて弾力的に採用していただいている。他市町ではこの場合は採用されないけれども、まんのうは採用しているから、会計年度の方が多いいんだということもあるかもわかりません。しかし、その方たちの努力も含めて、園の業務、それぞれの業務が回っているということはあると思います。

それで、法的な根拠が曖昧だったために、臨時職員が2年前に会計年度任用職員という形に位置づけられました。非常に待遇が悪かった。ワーキングプアという言葉が言われましたが、その改善に向けて、一つの制度改正ということでつけられましたが、臨時職員の時にも待遇がばらばらでしたから、会計年度任用職員と言われてもばらばらです。県内においてもばらばらです。

例えば保育士だけを見ても、2年前の調査ですけれど、まんのう町では初任給が16万8,900円、少し定期昇給があるんですけど、上限が20万8,900円、琴平町と初任給で約1万円、小豆島町と上限で約4万円の差がありました。一時金はまんのうは2.3か月ですが、他市町では2.55か2.6か月出ます。業務が全部一致ではないので、一概に比較できない部分はあろうかとは思いますが、まんのう町は決して高いとは

言えないのではないかとというふうに考えています。

制度導入から2年経過しましたが、現時点での見解をお聞かせ願えたらと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の月給についてですが、まず前提といたしまして、会計年度任用職員については職種も多様であり、本町においても40超の職種があります。その勤務形態や勤務内容も多種多様であるため、一概に同条件での比較が困難であることを御理解いただきたいと思います。

保育士においても同様であり、各市町の財政状況、私立、公立のこども園の数、正規、非正規の割合など、全ての同条件での比較が困難である背景を御理解いただきたいと思います。

その中で、他市町との比較を行っておりますが、初任給の位置づけや職種ごとの給料はおよそ平均値であると感じております。また、昇給等の運用につきましても、4号昇給や経験加算等も行っており、他市町と同条件だと把握しております。

しかしながら、会計年度任用職員の期末手当率につきましては、本町においては2.3か月にとどまっており、御指摘のとおり、他市町と比べ低い状態にあります。これにつきましては、今後、人材確保の在り方を総合的に考えていく中で、段階的引上げも検討しなければならないと考えております。

また、同職員の給料水準についても、経済情勢や他市町の給料施策に左右されやすいため、今後も例年比較し、必要に応じて改定すべきであると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ一時金の率から考えていただきたい。そのように国にも報告もされているというふうにお聞きしておりますから、早急に改善いただきたいと思います。

それで、先ほどフルタイムというのが障害者のところで出ましたが、まんのう町のフルタイムの職員というのは274名中1名というふうにお聞きしているのですが、フルタイムになると退職金も支給できるような基準になっております。フルタイムがゼロの町が五つあるんですけど、まんのう町1名なんですね。274人、会計年度おいでるけど、1名だけなんです。あとパートなんです。琴平町は、ちょっとデータは直近ではないですけど、87名中4名、綾川町は320名中61名がフルタイムなんです。

先ほど保育士の中で正規と変わらない勤務状態、クラス持ちの先生もおいでると。臨時職員だけで運営しているクラスがあると。そういう方もパートなんですね、まんのうの場合は。パート職員なんです。パート職員で運営しなくてはならない現状なんです。そのパートは1日15分だけ短い、そういう方をパートとしているんだと思うんです。それでいいんでしょうか。

県の自治振興課が、国も言われていますけど、単に財政上の理由で勤務時間を1日15

分僅かに短くすることで、パートタイム会計年度任用職員として任用することについて、対外的に説明できない状況にあるのは不適切な任用であると。法改正の趣旨から適切でないので、適切な対応をお願いします、このように課長会議で説明があつてるでしょ、総務課長。説明が来てると思うんです、県が直接。

国も1月20日付の総務省公務員部長通知の中で、会計年度任用職員制度の適正な運用についてということで、同じようなことが述べられています。来てますね。

そしてまた、同様に保育士などの専門職の処遇改善について再検討を行うようにということ。また、休暇についても国を下回らないようにということも、同じように通知の中で述べられています。

そして、このような中、令和4年2月から教育や保育や介護や医療などで働く職場の処遇改善をなさいということで、国から保育であれば3%程度、月額9,000円を上限とした賃金改善をなさいと。その費用は国が10割見ますというふうになっています。これは民間だけでなく、公立の保育所も対象です。保育士だけでなく、調理員や栄養士、事務員も全て対象です。しかし、まんのう町では公立保育所はしないというふうに予算上、補正予算や来年度の予算書の中にそうになっています。民間のいろは保育園のみ計上されています。そこら辺の矛盾についてどのようにお考えかお示してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

フルタイム職員についてでございますが、まず、本町の会計年度任用職員の任用に当たっては、各所属の所属長及び人事財政担当課協議の上、人員配置の必要性等を考慮し、任用形態も含めた任用の判断を行っております。フルタイムの任用についても同様であり、現在、フルタイム職員は1名であります。会計年度任用職員274名、年間の人件費が5億円を超える中で、制度開始当初から現在までの任用において、新たにフルタイムへ移行すべき職やフルタイム職員の増員など、変更すべき点は特になかったものと判断いたしております。

また、県からの調査により、現状を県にも報告しております。そもそも自治体にフルタイム職員の任用を課せられているというわけではないことから、現在のところ指導等は受けておりません。

フルタイム職員については、正規職員と同様な勤務形態であり、共済加入や退職手当の積立て、定員管理への算定対象など、町の財政や人事管理への影響など、今後の町の人事施策の一環として考慮していかなければならない部分がございます。

現在、本町の会計年度任用職員は274名、年間の人件費が5億円を超える中、今後、本町として人材確保をどのように行っていくべきか、よりよい方向性を熟慮していかなければならないと感じておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ちょっと、今、二つの問題を言いました。フルタイムの職員が1名し

かないということと、多くがパート職員という位置づけにされていると。それから処遇改善の問題、先ほど二つのことを質問してしまったので、ちょっと分かりにくかったかもわからないんですが、処遇改善の問題だけを先に言いますけど、県内の市では先ほど言いました補助制度を活用して、何らかの改善が予定されております。丸亀市とさぬき市では調整手当、手当を支給することで、会計年度の方も正規職員の方も改善するというふうに聞いております。また、その他の市でも、先ほど言いました初任給であったり、どこまで定期昇給が上がっていけるかという上限であったりということを改善するというふうに聞いています。また、町でも、今、検討されているところも聞いています。先ほど言いましたように、国が全額負担してくれるわけです。10割見てくれるわけです。それをなぜ活用しないのか。

そしてまた、これ2月分から実施しないとできないと言われております。9月までしかない。10月からは交付税で見るというふうに言われております。基準財政需要額の中にはめていくというふうに言われておりますが、本当に町にお金が入ってくるか不安な部分はあるかもわからないけれど、市では改善しようと踏み切っているわけです。

ぜひ、今、3月議会に提案されております補正予算に追加で提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、保育・介護労働者等への処遇改善についてですが、その処遇改善の目的として、民間の給与水準等が考慮された給与水準にすること、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることが挙げられます。本趣旨と県内他市町の状況を踏まえますと、人事院勧告の給料表で運用している正規職員の給料については、決して民間の給与水準とかけ離れたものではないと考えております。

また、私立、公立の保育園数や保育士等の正規、非正規の割合が違う中で、県内各市町の取組を比較したところ、正規への処遇改善は2市のみと伺っており、本町正規職員への処遇改善は今のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 正規はしないと。会計年度任用職員についてはいかがですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 会計年度任用職員についてございますが、他市町と給料を比較しましても、本町の初任給や給料の上限額は平均値であり、決して低いというわけではありません。

また、今回、目的の一つでありますコロナ禍の中、最前線で働く方々の収入の引上げの趣旨を考えますと、保育、介護に限定されるべき話ではないと考えており、今回、補助対象になる職員への引上げ対応は他の職種の給料への影響も考慮しなければならないと考えております。そのため、現在のところ、会計年度任用職員においても、処遇改善における給料の引上げ等は予定しておりません。

しかしながら、会計年度任用職員は給料に上限があり、他市町の引上げによっては、本町の給料水準が低下するおそれや、場合によっては人材確保が困難になる可能性もあることから、今後の他市町の動向を随時把握しながら、必要に応じて引き上げることも検討していかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ちょっと認識が違うんですね。会計年度任用職員、正規職員との格差は雲泥の差です。10年働いても、何ぼ働いても、正規職員の初任給以下です。そういう条件で来ている人の改善をなぜ積極的にしようとししないのか。また、国からたまたまお金も見てくれるという条件の中で、なぜ積極的にそのことを活用しようとししないのかがちょっと私には理解ができません。ぜひ他の市町も研究しながら見ていただきたいと思います。国の資料の中にも公立保育所対象と書いている。公立の臨時職員はそんなに恵まれているんですか、まんのう町の臨時職員は。そんなに高いんですか、町長。ほかの職員との差ができるんだったら、ほかの職員のこと考えたらいいじゃないですか。5億円かかるからできない。そしたら、雇い過ぎているんですかということになる。必要でない職員まで雇っているのか、そんな感じに聞こえるわけです。

ぜひもう一度、再検討いただきながら、所管の教育民生委員会の中で御議論いただきたいし、議論を深めていただくことを要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 3番、小山です。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、最初に、2月24日、ロシアによるウクライナへの本格的な侵略に対し、非難と攻撃の即時停止を求める決議が全国で相次いで可決されております。千葉県議会では、武力の行使を禁ずる国際法への深刻な違反であり、力による一方的な現状変更を認めない、国際秩序の根幹を脅かすもので、断じて許されないと抗議決議を自民党が提出して、全会一致で可決しました。山口県議会、静岡県議会でも可決されております。

滋賀県議会では、厳重に抗議し、強く非難するとともに、ロシア軍が即時に安全かつ無条件で撤退するよう強く求める決議をこれも全会一致で可決しております。

日本政府に対しても、国際社会とも連携し、アジアを含むほかの地域でも力による現状変更は決して許されないという意味を発信するとともに、国際社会の速やかな平和の実現に全力を尽くすよう強く求めています。

議長、すみません、座っていいですか。

○大西樹議長 どうぞ。

○小山直樹議員 この後、茨城県議会、福岡県議会、大阪府議会、兵庫県議会、京都市議会、神戸市議会、広島市議会、長崎市議会など、続々とロシアのウクライナ侵略に反

対する決議が可決されております。今後、ロシアのこの暴挙に対する非難決議が全国の自治体から出されてくると思います。

議長に提案いたします。まんのう町議会も町民の声を代表して、今議会において非難決議を審議されることを求めます。議長、いかがでしょうか。議長、御検討をお願いいたします。

それでは、第一の質問に入ります。

コロナ対策についてであります。

昨日、同僚議員からも質問がありました。自宅放置は許されません。自宅療養患者に町もできる限りのサポートを検討するとの答弁であったと思います。重ねてお願いしておきます。

現状では自宅療養者の窓口は唯一中讃保健所となっておりますが、業務が逼迫して応援を受けなければならない状況であります。まんのう町からも職員が応援に行っていると聞きました。

中讃地区のある高校では、濃厚接触者になる生徒の特定は先生に任されているとのことです。町内でも同じような状況なのではないでしょうか。

私は、20年前、61か所あった保健所を18か所にした大都市人口270万人の大阪市に、こういうところは当然こういうことが起こるだろうというふうに思っていたのですが、現状は中讃保健所がこのようなことで大変心細い限りであります。

自宅放置をなくすために、町が相談窓口を設けて、また、周知のため告知放送を行うことはできないものか。町長に困った人への相談窓口、役場に保健所との中間サポートをぜひ行っていただきたい、早急に検討をお願いしたいと思います。町長の答弁をお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の、コロナ対策としてサポートセンター設置を求めるとの御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった場合につきましては、診断をした医師から管轄する中讃保健所を経由し、香川県へ発生届が出されます。香川県は感染に関する情報を積極的に公表することとなっております。なお、個人情報保護の観点から、原則、個人を特定する情報を香川県が本町へ提供することはないことを御承知おきいただきたいと思います。

また、中讃保健所では、陽性となった方の状況に応じた疫学調査を実施しております。また、自宅療養となった方へは電話などによる健康観察を1日2回以上実施し、希望のある場合は、食料・日用品等10日分を提供しております。

本町の対応といたしましては、健康増進課におきまして、自宅で療養する方に限らず、御家族または職場の同僚の方などから御連絡を受け、体調の変化、自宅での感染防止のための注意事項、予防接種の可否など、多岐にわたる御相談を受付しております。これは平

時より健康に関する御相談は健康増進課の所管であると住民の皆様には御理解いただいている表れと捉えております。

一方、陽性となった方やその御家族への支援が迅速に届きますよう、業務の逼迫する中讃保健所へ保健師の派遣も行っております。

また、鈴木議員にもお答えしましたように、自宅療養をする方の同居者の食事などの準備が間に合わず、親戚や知人の支援も受けられずにいる真に公的支援が必要とされる方への食料品提供等につきましても検討してまいります。

住民の皆様には、町ホームページ、行政告知放送を通しまして、状況に応じました情報を速やかにお知らせしてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。

では、第2の質問に入ります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 高校卒業までの医療費の無料化についてお聞きいたします。現在、県下では直島町、善通寺市、琴平町が高校卒業までの医療費の無料化を実施しております。今年度、2022年度から綾川町も実施に踏み切ると聞いております。私はこれまでも無料化を訴えてまいりました。年間およそ1,000万円あれば可能であります。1億円あれば10年間可能であります。昨年より減ったとはいえ、財政調整基金24億円あるではないですか。町長はこれまで事あるごとに近隣市町の動向を見ながら検討する、こう言ってまいりました。私は当然今年度予算案には組まれていると思っておりましたが、どこを見てもありません。なぜ実施しないのか、その理由をお聞かせいただければありがたいです。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の、高校卒業までの医療費の無料化を求めるとの御質問にお答えいたします。

まず、善通寺市や琴平町は既に実施しておりますが、なぜまんのう町は実施しないのかについてでございます。9月議会での答弁と同じような答弁になりますが、香川県下で18歳までを無料にしているところは少なく、善通寺市、琴平町、直島町が実施いたしております。香川県下におけるまんのう町の1人当たりの医療費や介護費に係る費用はどれも非常に高い位置にあります。そして、まんのう町の近い将来は、現役世代の人口減少により税収や保険料の財源が減り、80歳以上の人口が急速に増えることから、医療費や介護費の支出が増え続けることは明らかでございます。この財源をいかに確保するのか、町民皆様方に御負担いただいております保険料、これらをいかに上げずに保険制度を維持させるのか、これは近々の課題となってきますので、18歳までの医療費無料化につきましても、近隣市町の動向を注視しながら慎重に協議を重ねてまいりたいと思います。

なお、9月議会一般質問での要望を受け、その後、国、県に対し、高校生までの医療費の無料化につながるような補助制度の構築を強く要望しているところでございます。

次に、財政調整基金を何の目的で使う予定なのかという御質問にお答えいたします。

最初に、地方公共団体の財政は経済の不況などにより、大幅な税収減に見舞われたり、大規模災害の発生などにより、思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期しない収入減少や不時の支出増加などに備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために積み立てております基金が財政調整基金であります。よって、近い将来起こる可能性が高い南海トラフ大地震や全国で起こっております豪雨災害など、その災害により生じた経費の財源や、災害により生じた減収を埋めるために使う基金の性格を持っていることから、現在、積み立てています財政調整基金27億5,733万円は、そのような緊急時の財源に充てる目的を強く有しております。

一方、令和2年度のように5億円を取り崩して全体的な財源調整に充当したり、少なくとも過ぎないように、余剰金を法律に基づいて積み増している側面もでございます。

よって、使う目的が決められております森林整備促進基金や子ども未来夢基金など、特定目的基金とは性格が違いますが、先ほど来、申し上げましたとおり、災害など不測の事態に備え積み立てている基金でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 そのやらない理由はお金がないからだという答えでしょうか。しかし、ほかの他市町、琴平にしろ、善通寺にしろ、綾川にしろ、そんなに恵まれていて安易にやったわけではないと思いますよ。やっぱり将来を考えてやったんだというふうに私は思っています。将来的に子供の数が減って、減ったら安くなりますよね。お年寄りがどんどん増えると、これはしょうがないですよ。しょうがないことを今さらどうのこうのいっても仕方がないんで、それは私も年寄りの一人ですからどうこう言えませんが、それは仕方がないというふうに割り切るしかないんじゃないでしょうか。やっぱり若者世代に住宅を建てたら補助金を出すと、その思いは、このまんのう町に若い人が居着いてほしいと、ずっといてほしいという願いを込めてやっていると思うですよ。同じように、高校生まで医療費をただにするということになれば、見劣りしないじゃないですか。私にも子供に高校生がいたとすれば、善通寺の親戚に住所を移して、向こうで医療費をただにしてみらうというふうな手を取りますよ。まんのう町におったら出ないんだから、そういうことになるでしょ。だからそこはぜひ真剣に考えてほしいというふうに思います。

財政調整基金で、災害に備えるというふうに、今、言われましたけど、災害時は国から絶対お金出ますよ、当然、緊急時なんだから。持っておく必要なんか、災害の備えなんていうのは、そういう意味では必要ないと私は思ってますけど。阪神・淡路大震災のときに、自治体が金がなくて困ったじゃなくて、国がやっぱり出してくれたでしょ。同じことだと思いますよ。それはいいです。

じゃあ、二つ目の質問を終わります。

○大西樹議長 2 番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 農業振興について伺いたいと思います。

今年度、予算案に主食用米生産継続臨時支援交付金として5, 550万円の予算が組まれております。10アール当たり5, 500円の支援金であります。このコロナ禍の米価暴落に対応したもので、とても十分とは言えませんが、町長の英断に敬意を表したいと思っております。

さて、私は今回、水田活用直接支払交付金の見直しについて、通告はあまり詳しく書いてなかったと思いますが、したいと思っております。

政府は今年度から転作交付金のカット方針を発表いたしました。主な内容は、一つ目は、水路やあぜがあっても、今年度から5年間の間、水稻作付が1回も行われない農地には対象外として交付金を交付しないと。二つ目、多年生牧草は10アール当たり3.5万円から、毎年、播種しない年については、3.5万円から1万円に減額しますよと。三つ目、飼料用米の複数年加算、今、1万2,000円ありますが、廃止しますと。このような方針を出してきております。ちょっと農林課長に伺いますけど、水田活用直接支払交付金というのは、交付対象者というのはどこまでなんですか。要は転作交付金のことですか。

○大西樹議長 農林課長、鈴木正俊君。

○鈴木農林課長 失礼します。小山議員さんの御質問についてなんですが、ちょっと事前の通告内容とは違うんで、今、資料が手持ちにございません。ちょっと休憩をいただくか、また、委員会とかそういった場所で改めて御報告をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大西樹議長 会議の途中ではありますが、ここで休憩を取ります。2時10分までよろしくお願ひします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

3番、小山直樹君、3番目の質問を許可します。

○小山直樹議員 コロナ禍で外食産業での米の消費が減ったことも大きく影響して、21年度は6万7,000ヘクタール、22年度5万ヘクタールと、合わせて11万7,000ヘクタールという史上最大の減反拡大を行いました。減反政策に協力してきた農家をこの転作交付金、足蹴にする方針転換であります。農家の努力や苦勞をまるっきり知らない、机上の空論だけを考へている人たちのやることだと、強い憤りを持ってこう言う人もいます。まさに詐欺まがいの農家いじめは絶対に許してはなりません。突然の政府の見直しに、町長は町内の農家の代表として、関係各機関へ一言物申していただきたい。農水

省の方針だから仕方がない、こうお考えでしょうか。今、小規模家族農業をいかに守るか、これが大切であります。大規模農家や集落営農も大切であります。まんこの町の農地を荒廃させないためにも、きめの細やかな農家支援を今後とも続けていただくことをお願いして、答弁を求めるものであります。

○大西樹議長 農林水産課長、鈴木正俊君から、先ほどのことをお願いします。

○鈴木農林課長 小山議員様の先ほどの質問についてお答えします。

これにつきましては、平成29年度に法令化されておまして、水田交付金につきましては、5年間一度も米を作付してない農地を対象から外すということになっております。これによりまして、生産者の方の対応といたしましては、耕作地に麦だけの栽培並びに施設野菜、ハウスなどで生産している方、それと畦畔を除いてしまっている田について、これが対象となるというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの、小規模・家族農業を守るこそ農業振興であろうとの御質問にお答えいたします。

近年、大規模農業が奨励され、また、様々な企業農業が各地で展開され、我が国の農業の在り方が大きく変わりつつありますが、各地域では個人の生業としての家族農業が地域に張り付いた生産活動を進めております。

2020農林業センサスによると、個人経営体（家族農業）は日本の産業経営体の96%と多数を占めております。小規模な家族農業は労働生産性が低く、非効率でもうからないとされてきました。ところが、近年、家族農業が持つ特徴が見直されています。大規模農業に比べて土地生産性が高いこと、自然環境や生態系の保存に優れていること、栽培に関する経験や文化、品種が継承されること、多様な作物の栽培が容易なことなどにより、地域固有の気候風土と社会に根差した生産活動が家族農業によって進むことから、地域創生に大きな役割を果たすと考えられております。

国連は家族によって経営される農業を改めて見直し、2019年から10年間を「家族農業の10年」として、その保護と支援を呼びかけております。

次に、国においては、多様な担い手確保による食料の安定確保の自給率の向上を進めてきましたが、御質問のように小規模・家族農業者の方を抜きにしては、その目標に対して達成が難しい状況にあります。

そこで、国においては、人・農地プランの掲載を要件として、多様な担い手以外の小規模・家族農業者を含む経営体に対しても農業機械の融資残の補填を行う事業などの検討が進んでいると聞いております。

また、県におきましては、グループ（構成員は小規模・家族農業者を含みます）での農作業支援を行う農業機械の補助事業を本年から行っております。

そこで、各種事業の積極的なPRや事業導入支援を行うとともに、農業共済組合が窓口となり、青色申告が要件となっております収入保険制度の掛金支援を町独自で行うなど、

本町の基幹産業である農業の支援を行っていきます。

今後とも農家の声に耳を傾け、農家に寄り添った農業振興を進め、食料の安全保障を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 御丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で、早いですが、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、1番目の質問を許可します。

○白川正樹議員 10番、白川です。それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。4年の任期での最後の3月定例議会です。年4回の任期で定例会が4年間ですので、16回の質問の機会があります。それでは、16回目の質問をいたします。

今回、私の質問は2問であります。1問目は若年層の新型コロナウイルスの感染について。特に児童生徒、園児について教育長に質問いたします。

2問目は、来年度の修学旅行についても、教育長に質問したいと思います。

それでは、1問目、4項目ありますので、1項目ごとに質問いたします。

新型コロナウイルスの第6波が猛威を振るってきています。オミクロン株の拡大で、子供の感染が増える中、5歳から11歳のワクチン接種をまんのう町をはじめ高松市など、10市町は3月上旬に開始すると新聞報道がありました。今日の新聞報道によりますと、昨日の感染者は412名です。そのうち10歳未満の人が89人、10代が79人です。約41%になります。

それでは、いきます。まんのう町でも小学生、中学生の感染が増えておりますが、学年閉鎖、学校閉鎖が懸念されております。既に学級閉鎖のところもあると聞いております。感染が確認された児童生徒がいる場合、学級閉鎖するところとしないところがあります。学級閉鎖、学年閉鎖、また、学校閉鎖をするその基準というのがありますから、するところとしないところがあるということなんで、その基準を何か設けていますか、質問いたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員のお尋ねは、小中学生の感染が増えているが、学校閉鎖、学年閉鎖とか学級閉鎖だと思いますけれども、そういったことをする基準はあるのかということでございます。

最初にお話をしておきますけれども、これはしっかりとした基準に基づいてやっております。

最初に、町内の児童生徒における感染状況について申し上げたいと存じます。

昨日の鈴木議員の御質問の折にも触れましたが、本年1月20日に町内の児童生徒が新

型コロナウイルス感染症に初めて罹患したのが確認されました。その後、昨日までの約40日間に35人の児童生徒の罹患が確認されております。このうち中学生の罹患者が4名であり、小学生に比べて低い割合と思われますが、これは中学1年から3年生に当たる13歳から15歳のワクチンの2回接種した方が約80%に上ることが原因でないかと思っております。

ところで、学年閉鎖等に関する基準でございます。最新の基準といたしましては、2月2日に文部科学省が香川県教育委員会に発出しました、学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たってという事務連絡がございます。それによりますと、学校で感染者が発生した場合には、濃厚接触者の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間として、土曜、日曜、祝日を含み、おおむね数日から5日程度の臨時休業を行うことが考えられるとございます。現実的には、その前段といたしまして、感染者がいつまで登校していたか、いつから発熱など体調不良になり、医療機関を受診し、陽性となったのかなど、感染した経緯についての情報収集を行っております。これらの情報を基に学校長が学校医と相談の上、本町教育委員会とも相談いただき、学年閉鎖等が必要かどうかの判断を行っているわけでございます。

本町においてこれまで学年閉鎖とした事例につきましても、このような過程を踏んで実施しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 それでしたら、今現在も学年で感染者がおる場合でも、学年閉鎖するところとしないところがあるというのは、今の基準によってなっているんですかね。

それでは、二つ目の項目に行きます。

本人は新型コロナウイルスに感染していなくても、接触者として休まなければならないときに、保護者が仕事の都合で休めない場合、小学生とか中学生だけで自宅待機するときがあると思うんですけれども、そのとき、生活指導マニュアルのようなものはあるんですかね、質問いたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 本題に入る前に、全体的なことでお話ししておきたいと思います。

子供が臨時に休みになるというのは、これまでも年間を通して何日かございます。インフルエンザの場合もあるでしょうし、157で休むこともございます。そういうことで、学校では常日頃から家庭での生活の在り方については細かい生活指導は行っているところでございます。何かが起こったからといって、そこで何かのマニュアルをつくるということでは学校教育は成り立たないわけでございます。そういうことを申し上げた上で、お答えしていきたいと思っております。

白川正樹議員の、児童生徒だけで自宅待機をする場合、生活指導マニュアルはあるのかという御質問にお答えしたいと思います。

学年閉鎖になった場合の生活や学習における指導につきましては、常に学級担任が行うことになっており、そのマニュアルというものは、特に今回のことで準備をしているわけではございません。といいますのも、生活指導に関しましては、常々児童生徒に対して指導を行っていることでもありますし、学年閉鎖の実施につきましても、待ったなしの判断により行っております。

しかしながら、小学校であれば、担任から児童に次回登校するまでの宿題とそのやり方を伝えるとともに、外出は控える等の過ごし方について、学年段階や学年の状況に応じて念入りに話すように教育委員会としても、常日頃、指導をいたしているところでございます。

また、中学生に対しましては、ふだんから学年集会等を通じ、学年閉鎖になった場合の心構えや生活指導を行っており、その過ごし方が定着しておりますし、受験を控えた学年に対しましては、苦手な教科にじっくりと時間をかけて受験対策に取り組むよう指導するなど、その状況に応じた指導を行っているところでございます。

ちなみに、休みの日が急に起こったからといって、中学生でございますので、受験を控えた中学生ですと、特に自分がどのような行動をするかという意欲的な生徒に育っていなければ、目的は達せられないわけでございます。そういうことで、常日頃から自立を目指した生徒の育成というのは心がけておるところでございます。

なお、保護者に対しましても、学年閉鎖は感染を広げないための措置であることを御理解いただき、期間中の過ごし方について、それぞれのお子さんに指導していただくよう協力の要請も行っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 小学生、中学生だけで自宅待機の場合の生活指導のマニュアルというのはあるということなんですけれども、子供たちが真面目に守っていることを願うわけでございます。

その場合、中学生のクラブ活動もちろんこれは中止になっているんですかね。中止になつるとということなんですけれども、それはそれでいいと思うんですけど、私が思うには、運動というのは、人よりうまくなるためには、人と同じことをしたんでは、人より余計した分だけうまくなると思うんですけれども、そういうことの指導はしておるんですかね。ほか休んだときに、自分も休んだら同じですよ。人よりうまくなりませんよね、運動の場合は。そんなときにはどうしたらいいんですかね、質問いたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 再質問にお答えしたいと思います。

当然のことであろうと思いますけれども、今は世界中でコロナが発生しております、緊急事態でございます。そういうことですので、文部科学省からも県教委を通じて部活については休止をするようにという通達をいただいております。子供は家庭で自分の体を鍛えるために、散歩をしたり、走り込みをしたり、そういう子供が育っておれば大変ありが

たいと思いますし、そういう意欲を持つことが、白川議員さんがお尋ねのことにも関係してくるというふうには思っております。以上でございます。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 運動のことなんですけれど、人より上手になろうと思ったら、個人的に頑張ってくれということなんだろうと思います。

それでは、3項目めに参りたいと思います。

こども園の職員はまんのう町民だけではないだろうとは思いますが、優先的にワクチンの接種を受けているんですかね。そして全員が終わっているのかと思ったんですけれども、前回の12月の一般質問で聞きました。強制ではないので、また、個人情報の観点から分からないとの答弁をいただきました。今回も多分同じような答弁だろうと思いますが、その後、今、3月ですけれども、大事な園児のために、そのような方針というのは変わらないんですかね、変わりましたですかね、お願いいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 基本的にはそう簡単に変えていくものではないと思っております。用意しておりますので、御説明を申し上げたいと思います。

こども園で感染を防ぐために職員のワクチン接種は全員終わっているのか、とのことでございます。

感染拡大を防ぐために、こども園では毎朝の園児の健康状態を登園の際に確認したり、手洗いを小まめにしたり、子供たちが触った取っ手やおもちゃなどの消毒をできる限り行っております。

また、園児やその家族の方に発熱や鼻水など風邪症状がある場合には、登園せずに医療機関を受診するよう機会があるたびをお願いしているところでございます。

ところで、御質問にございますこども園の職員に関しますワクチン接種の状況でございます。昨年9月議会の白川議員の同様の御質問に対してお答えし、御理解をいただきましたとおりでございます。新型コロナワクチンの接種を受けることは強制ではございません。本人の健康状態や接種をすることにより期待することができる効果と副反応などのリスクを考え、自らが接種を受けるかどうかを判断する任意接種でございます。

また、職員の中には体質や持病などの理由で接種をしたくても接種を受けられない者もおります。そういう職員に対する接種をしたか否かの調査はコロナハラスメントにもつながるおそれがございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 任意接種ということなんで、している人としていない人がおるということなんですけれども、職員も園児が感染しないように頑張っているだろうと思いますので、そこは一生懸命かからないようにしているだろうと思います。

次、4項目めに行きたいと思います。

さっきの話で、園児が感染した場合は、保護者が一緒に家庭で世話をするだろうとは思

いますけれども、例えば園児の接触者として園児が休むとき、保護者は仕事の事情とかいろいろなことでは休めない場合とかあると思うんですけれども、その場合に、さっきの小学生と同じなんで、園児だけ家におるということはちょっと考えにくいので、その場合はどのような対処方法があるのかお考えでしょうか、お願いいたします。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問に対しまして、学校教育課の立場でお答えしているものかちょっと疑問でございます。

先ほど教育長が申しあげましたように、今年に入って昨日までに35人の児童生徒が感染しており、実は本日午前中にも2件の新たな感染が確認されています。これらの対応をしてきた経験を基にお答えしたいと思います。

まず、今、御質問の中で接触者になった園児とのことでございますが、接触者といいますのは、厳密に言いますと、感染者の家族などで濃厚接触者等になって、行政検査を受けた結果、陰性になった方のことを指しています。その接触者というのは行動制限がない方ということで理解してございまして、登園は可能でございます。なので、そういったときに保護者がいるか、いないかと。議員さんがお聞きしたいのは、多分、自宅待機となった場合のことだと思うんですけれども、そういった場合に、保護者に対しては、助成金といいますか、その間の休業補償という制度もあって、それについては園を通じて周知もしてございます。

なお、困ったことがあったら、保健所のほうに問い合わせ、どういった対応をしたらいいかということもできますので、御理解いただきたいと思います。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 園児だけで家でおるのは危ないということで、保護者が家でいなければ世話できないということなんですけれども、仕事で休んだ場合は、企業のほうから補償があるということなんですけれども、それは大きな会社の話だと思うんで、小さい会社の例えば保護者が、うち接触者になつとるきに、休ませてくれというたら、現実的にはなかなか難しいんじゃないかなと思いますけれども、それで後はまた保健所のほうに相談してくれということなんですけれども、それで子供たちだけでおることがあると思うんですけれども、その場合、大企業へ行っている保護者は休業補償があって休めるんですけれども、小さい会社とかそういうところは休みづらいと思うんですけれども、そういうときの対策というのは考えているんですかね。お願いいたします。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

そういう方もいらっしゃると思います。ただ、今年に入って学級閉鎖等、それから登園自粛のお願い等をして、保護者をお願いをしてきた中で、学校とか園とか私どもに対して見る親がおらんでどうしたらええんやという相談とか、どうして学級閉鎖にするんやというような苦情というのはまだ来ていません。なので、保護者のほうで何とかやりくり

をして、おじいさんやおばあさんに預けるとか、そういったやりくりをしてくれているものだと思っておりますので、そういったことでよろしく申し上げます。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 ということらしいです。子供たちだけではないと。後はおじいさん、おばあさんとかいろんな人を頼りにしているということなんで、それはそうだろうと思います。

1問目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○白川正樹議員 2問目も教育長にお願いいたします。来年度の修学旅行についての質問ですが、今のところ、さっきの話でも同じなんですけれども、コロナの終息が見えてきません。修学旅行を楽しみにしている生徒も多いと思いますが、このままでは去年と同じような短縮か、もっとひどくなれば中止も考えられます。いつ修学旅行へ行くのかちょっとはつきり分かりませんけれども、中止とか、短縮とか、急にコロナがなしになったらそれは通常どおりできると思うんですけれども、その判断をいつの時点であるのか、ちょっと質問いたします。お願いいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員さんの、修学旅行について通常どおりに実施するのか、あるいは短縮してできるのか、もしくは中止するのかをいつの時点で決定するのかといったお尋ねであろうと思います。

修学旅行につきましては、それぞれの学校長が学習指導要領や各校の教育目標に沿って修学旅行の目的を定め、その開催時期や行き先を決定する主要な学校行事でございます。児童や生徒にとりましては、最終学年で体験することができる思い出に残る行事であり、宿泊を伴いますから県外に行くことができ、他県の自然や文化に触れる絶好の機会でございます。また、学校で学んだことを実際に自分の目で見たり触れたりすることができる貴重な体験ができる機会でもあります。

さて、このような意味でも、子供たちにとりましての生涯に残る思い出づくりでもある修学旅行が、一昨年からのコロナ禍により、その実施が危ぶまれているところでございます。

まんのう町におきましては、コロナ禍におきましても、子供たちの学校生活の思い出が増えるようにと、校長会で何度も協議をしながら、開催時期をずらしたり、行き先を変更したりして、全ての学校で宿泊を伴う修学旅行を実施することができております。

議員お尋ねの修学旅行の実施などについての決定時期につきましては、刻々と変化する香川県内、相手先、それから通過する県などのコロナウイルスの感染状況を観察しながらの判断となりますので、現時点におきましてお答えすることができかねるわけでございます。非常に複雑な状況がありますので、これはその都度知恵を合わせて考えて、最善の方

法を編み出すということになろうかと思えます。そういうことで、議員お尋ねの、今からいつどうするんだということはお話ができない、そういうことでございます。どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 私も何十年も前に修学旅行へ行ったんですけれども、今の生徒は知っているかどうか知りませんが、バスの中で楽しい話や旅館での枕投げとか、そういうのを本当は体験してほしいと思えますけれども、今は時期が時期なんでなかなか難しいと思えますけど、そしたら、修学旅行を今から楽しみにしてもらえたらいいなと思えます。それでは、二つ目に行きます。

今の質問で、もしも修学旅行が中止になれば、さっきも教育長が言ったように、中止になった場合は、去年は短縮の修学旅行に行ったんですね。例えば中止になった場合とか、短縮の場合、児童生徒は修学旅行を楽しみにしているんですけれども、中止の場合は、修学旅行がなくなるということなんで、そしたら何か修学旅行に代わる思い出づくりとか、そういうものを何か、ほかの行事とかなんか考えているんですかね。お願いいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

議員さんも言われましたように、修学旅行というのは、大人になっても、私たちぐらいの年になっても、思い出深いものでございます。自分の人生にとりましても、修学旅行にどこへ行ったか、何を見たか、友達とどんなに騒いだかというのはいつまでも残るものでございます。そういったことで、修学旅行を中止するということは今の時点では全く想定しておりません。何とか修学旅行をしたいと思っています。ただ、どうしてもという場合があるかと思えます。普通、まんのうの場合ですと、中学校ですと定番は沖縄へ飛行機で行っておりました。後の小学校につきましては、京都、奈良を中心に修学旅行に行きました。これはやっぱり非常に学習とも関係しておりますし、子供の思い出としても非常にいいのではないかと熟慮した上での旅行先の選び方であったのではないかと考えています。

これは一番最初に申し上げましたように、修学旅行は学校が決める非常に重要な行事であるというのは頭に置いておいていただいて、学校と一緒に、教育委員会でよりいい方法を考えているわけでございます。

ただ、県外に行けなくなった場合に、県内でもあるかということでございます。これは当然そういう方法も今後考えなければいけない、そういうふうになっております。ですから、できましたら、県内で宿泊するのであれば、小豆島でもいいですし、引田のほうにだってありますし、それは選び方によったらたくさん方法はあろうかと思えます。今の段階で申し上げますのは、基本的には修学旅行は禁止にしないで、何とか行きたい、成功させたいという思いでございますので、やめるとかいうことは全く考えておりません。以

上でございます。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 修学旅行は中止しないということなんで、それが子供たちにもいい思い出になればなおいと思います。

これで、私の質問は終わります。三原教育長さん、ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

会議の途中ではございますが、ここで休憩を取ります。3時10分まで、よろしく願います。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

○川原茂行議員 まず、3月議会の最終質問者ということでございます。コロナの話が大分出ましたが、まさに先代の総理も国難という言葉が度々使われました。日本の経済に大打撃を与えております。いつ終息するか、もしくは付き合っていかなければならないのか、不透明なところが多いでございます。

私はこの経済の打撃について、町長、副町長にお聞きいたすわけでございますが、12月6日に米価下落対策を求める意見書を国のほうに提出いたしました。稲作は日本農業の根幹であり、国民の主食である米の生産が危ぶまれる事態は断じてあってはならないことである。令和3年度、米のJA概算金等が大幅に下落したことから、本町の米生産者も多大な経済的影響を受けている。全国的に米の消費量が減少している中、昨今のコロナ禍の影響もあり、今後の米の消費動向はますます不透明であり、このままでは生産者の営農意欲が喪失し、後継者不足も相まって、今後、離農がますます加速していくことが懸念されている。国においては、米の消費拡大、作付転換等の需給対策に取り組んではいるが、十分な改善には至っていないのが現状である。不測の事態に備えた総合的な食料安全保障の確立に向け、今後、生産者の意欲を損なうことなく、安定的な米価の下で農家の所得確保を図られるよう施策を展開していくことが国の責務であると考えます。よって、国においては米の需給バランスの安定化と需要の促進を図るため、あらゆる政策手段を講じ、度重なる米価下落に歯止めをかけるとともに、逼迫した米生産者の経営安定化に向けた緊急対策を強力に実施するよう強く要望する。地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。まんのう町議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣ということで、12月6日に提出いたしました。

そこで、国のことはさておきながら、丸亀市がこう新聞に言っております。朝日新聞とNHKです。NHKの新聞に、新型コロナウイルスの影響で米の需要が落ち込み、価格が

下落していることを受けて、丸亀市は市内の米農家に対して、10アール当たり1万円を給付することを決めました。主食用の米は新型コロナウイルスの影響で外食需要が落ち込み、在庫がかさんでいることなどから価格が下落し、丸亀市によりますと、JA香川県が出荷の際に生産者に支払う前金、仮渡金が去年はおととしと比べて米60キロ当たり3,000円から3,900円下落しているということです。こうしたことを受け、丸亀市は独自に市内の米農家に10アール当たり1万円の支援金を給付することを決めました。対象となるのは今年度主食用の米を作付した市内のおよそ2,500の個人やグループであります。丸亀市は市内の米農家からは来年度稲作をやめようかという声を聞かれたが、臨時に支援金を給付することで、生産意欲の向上と営農継続を支援したいと話しています。これがNHKの新聞でございます。同様の趣旨は朝日新聞にも掲載されております。

そこで、まんのう町におきまして、米交付金追加分の用途についてという意見を聞かれたと思います。副町長、総務課長、総務担当課の職員でございます。

ここで、私は、今、言ったような趣旨の内容、まんのう町の基幹産業であります農業の根幹をなす米の生産はかつてないほど深刻な状況下に置かれました。米単価の大幅な下落により、生産農家の経済的影響は甚大なものとなっております。特に最も重要な若者を中心とした農家の担い手に対する生産意欲の減退が危惧されてまいりました。中でもコロナ禍の日常生活は人と人との交流を妨げ、この影響で外食産業まで制限され、米の消費を著しく低下させる状態となりました。今日の米生産農家は米価の下落と米消費の低下という二重の影響を受けています。町内においてもこうした状況下、その対策が緊要の課題であります。

そこで、今般、現在まで直接支給されなかった交付金活用可能な事業例のうち、農産物等の価格下落により減収した農家等に対する支援策を適用、尊重して、この追加分の用途として、米生産農家に対して支援し、町の農業に対する姿勢を示し、将来の農業振興の一環としていただければと強く思う次第でありますということを、私、意見書の中で申し上げます。

そこで、質問に入ります。副町長に対する質問をまず先に行います。

先日、コロナ交付金の用途について意見交換をしておりましたが、その間、副町長から農業問題、農業政策については国策に従うしかないというような言葉を聞きましたが、この件についてお伺いいたします。副町長の農業に対する国策とはいかがなものかを指して言われたのか、この点をお聞きいたします。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 すみません、今の御質問ですけど、米価の下落による補償を交付金を生かすというお話の中で、川原議員さんが私の部屋へ来られて、その辺の話をしたことについての御質問ですか。

○川原茂行議員 そうです。

○栗田副町長 そのときに国策に従うようにしなければならないというような、すみ

ません、もう少し、国策というのは非常に大きな課題だというふうに。

○川原茂行議員 2回、言われましたよ。

○栗田副町長 国策という言葉はですか。

○川原茂行議員 はい。

○栗田副町長 その米価の引下げ、下落と国策の関連について。

○川原茂行議員 農業政策は国策に従わないかんというようなね。

○栗田副町長 ちょっと待ってくださいね。

○川原茂行議員 一遍言ったことは覚えとってくださいよ。

○栗田副町長 すみません、話の前後はどういう話の中で、米価と国策という話の前後はどういうお話だったんですか。

○川原茂行議員 じゃあ前後を申し上げます。そこでおってください。

4名の話の中で、私は丸亀市が1万円出すのであれば、まんのう町も1万円してはどうか。そうしないと農家が救済できません。ここに、今、読み上げたとおり、若い方が農業を放棄すれば、将来、困りますよという話の中で、例えば救う道は、国策に従わなければ、なかなか農業は救えないと、こういう言葉が使われました。

○栗田副町長 分かりました。農業問題というのは非常に大きな問題なんで、そういう意味で、まず我々は国の方向性、国の指導に従うべきだというふうな趣旨で申し上げました。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、副町長が国策というのは使われたと。二度使われました。

ここで、お聞きします。国策に従うという意味が私には理解できません。町独自の政策は難しいという解釈をしたらいいのでしょうか。どういう意味に解釈したらいいのでしょうか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 実は私も30年前に農業委員会で7年ほど仕事をさせていただきました。その経験がいまだにやっぱり頭の中に残っておりまして、その当時から農業問題、今と同じような問題があります。遊休地の問題とか、それから認定農業者の問題等々、いまだに30年前と解決していないような状況が続いております。これはやはり地方の行政がどうこうするというよりも、国の問題、大きな国の農業問題の一つであるというふうなことだというふうに私は思っております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 仮にも副町長なんです。憲法を読んでください。地方公共団体は92条によって国から独立して設けられており、国策は立法権、外交権及び防衛権等なのであって、国家権以外は特別なものを除いて地方の地域性などを基に、地域住民の意思により各都道府県、市町村にその権限を与えております。例えば国の農業政策であれば、その大部分が一定の法律であります。その法律を取り入れ生かすのは都道府県、まず県で

す。県が下りてきて、それを市町村であるので、これらを生かすのは我々町独自の政策を持たなければ、いつまで待っても進歩しないのであります。今日の農業政策が難しいとって、国策に従うなどといって、自ら各種制度を逃し、逃げの政策では、将来、本町の発展はあるとお思いですか。お聞きします。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 国策という表現が適当かどうかというのは、ちょっと私も今の御指摘の中で反省しておるところもございます。政策と言ってもいいと思います。

今、川原議員さんがおっしゃったような、各種の政策を自ら逃すことがないようなということを、今、おっしゃいましたが、その各種の政策というのが、まさに国の農業施策の一つだと思いますので、そういう意味では、やはりどうしても日本の農業というのは補助金に頼る、それは国の補助金、県の補助金、そして、それを補完するのが町の補助金だというふうに思っております。そういうものを町としてはいかに有効に利用していくか、そして、農業の振興を図っていくか、そういうのにやっぱり努めていかなければならないと思いますけれども、どうしてもお金が伴うものでござりますので、なかなか町独自のお金で今の現状を改善していくというのは、大変難しい現状ではないかというふうに思っております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 副町長さん、国策というのは言われたことは間違いない、お認めになられた。私はこう言いよるんです。法律があるんです。法律があるのが県へ来て、県がまた独自の判断をして、そして末端の自治体を下りてくる。また、ここまんのう町もまんのう町で独自の判断をします。しかし、法律は法律があるんです。それと国策というのは違うんですよ、意味が。そこをまずお分かりいただかないと難しくなるんです。私はそれを申し添えたいと思います。お分かりですか。

そういう、今、国策と法律の問題ががっちゃんしてしまっておれば、上司がこうした考え、いわゆる副町長がそういう考えであれば、職員の皆さんが、指導しなきゃならない副町長が間違った見解を言え、どうなります。まんのう町の農業はどうなりますか。こうした考えを持っておれば、町の施策に関係するんです。職員の今後の在り方、職員の皆さんが間違えますよ、これ。違いますか。国策は憲法でうたわれとる。立法権、外交権、防衛権、日本の全てが一貫したものを国策というんです。県に農業問題が来れば、香川県と北海道は違います。北海道は北海道のやり方でやる。しかし、法律があるから、何割こういうものが補助はありますよというのは、これは北海道も香川県も一緒です。しかし、内容については、北海道は北海道の農業政策をやる。香川県は香川県の農業政策をやる。香川県が決めれば、それが末端のまんのう町の自治体、8市9町の自治体を下りてくるんですよ。そこの根底を間違ったら、農業政策はいつが来ても前を向いて動けない。これが私が今日申し上げる初歩的な段階であります。これをちょっと副町長、お願いします。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長　ただいま川原議員さんの貴重な御意見をいただきました。残り、私の任期も少ないですが、今、いただいたお話を職員に対して、今後、十分生かすように頑張っていきたいと思います。

○大西樹議長　15番、川原茂行君。

○川原茂行議員　そうしますと、あなたが副町長で務められた任期の中で、どれぐらい職員が間違った考え方を持ったか、それから向こうは言いませんが、残り僅かな期間ではありますが、慎重にお考えいただきたい、こう申しておきます。

私は、まずどうしても丸亀市のことが気になっております。まんのう町条例の財政調整基金も持っておりますが、私がこの一般質問を出したのが早かったので、12月末現在で申し上げます。財政調整基金、以下、森林整備促進基金、基金全部入れますと19、財政調整基金が27億6,382万5,622円、以後、ずっと19品目基金を入れますと、68億7,583万1,763円で、現金保管状況、これを入れますと、一般会計、特別会計で現金が13億5,532万5,923円、全部トータルしますと82億3,900万円という、これは12月末ですから、今はちょっと変わっておると思います。

そういう中で、米の資料は町長お渡ししましたね、この前、委員会で。ちょっと全員の方に申し上げたいと思います。JAの香川県の米の仮渡金額の推移をちょっと公開します。山間部ではコシヒカリが一番多い。ヒノヒカリ、おいでまい、ここらオオセトもあるかも分かりません。コシヒカリ、ヒノヒカリ、ここらが一番多いと思います。コシヒカリを例に取りますと、令和2年が60キロ1万2,900円で、令和3年度が9,600円、2等米でそういう結果です。3,300円の差があるわけです。ヒノヒカリに至っては、令和2年が1万2,600円で、令和3年が8,700円、3,900円安くなっております。

ここで、今回出てきます基金条例も、まんのう町の財政調整基金条例、ここにもうたわれておるんですね。これは読んでも、皆さん、御承知だろうから、私、もう朗読いたしません。しないけども、こういう万が一金が足らん場合には、災害等を含めて調整基金は使ってよろしいと、27億円。先ほども言いましたように、4,050万円あれば、丸亀市と同額の1万円にはなるわけです。私も万が一の場合は、最初に修正動議をかけさせていただきたいなと思って調べております。

そこで、今度は町長にお伺いいたします。

地方公共団体はやはり住民主権でなければなりません。これを間違ったら、町民の生活、大変なことになるわけです。そういうものを前提に踏まえて、この件については副町長並びに担当者にその必要性を強く要望いたしました。現段階では、今回、交付される予定のコロナ交付金から10アール当たり5,500円が予算書に入ってまいります。隣接の丸亀市においては、この問題を重視し、10アール当たり1万円助成するというように聞いておりますが、隣接の農家が1万円交付されるのであれば、本町のこの件についても、この米価の問題を重視し、隣接農家が受ける交付額と同額にすべきと思いますが、町長の考

えはどうでしょう。丸亀とまんのう町、一步離ればまんのう町、一步向こうへ行けば丸亀市。まさに近所であります。そういう中で、本当にこれで住民主権の行政と言えるのか。私は被害額を全てとは言いません。丸亀市と同額にさせていただける町長の住民主権の立場を強く思いながら、お考え直しいただくことを強くお願いするわけですが、いかがでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まず、川原議員さんの通告書に基づいて、農業振興費について答弁させていただきます。

今、日本の農業は人口減少に伴うマーケットの縮小や農業者の減少、高齢化の進行など、厳しい状況に直面いたしております。

また、産地間競争が激化し、農産物価格が低迷する中で、付加価値の高い農産物を生産販売するなど、もうかる農業経営を实践できる担い手を育成するとともに、担い手が安定的に生産できる基盤の確保や、それを可能にするための体制整備が重要であると考えます。

本町では、まず、農業委員会が農地パトロールや農地意向調査、農地利用状況調査などを行い、遊休農地の発生防止に努めるとともに、町、農業改良普及センター、JA、そして農地機構など、関係機関が一体的に活動して農地集積・集約化を加速的に推進していきます。

担い手育成・確保についても同様に、関係機関が一体となって取り組むこととし、新規就農者の発掘に努め、認定農業者への支援なども行い、担い手の不足する地域に対しましては、集落営農に関する説明会等を実施して法人設立への機運を高め、初期費用等の独自支援も行いながら集落営農法人設立を強く推奨してまいります。

また、担い手農家には企業経営戦略に関するセミナーや異業種交流会への参加を勧めて、もうかる農業の実践に向けた後押しをしたいと考えております。

次に、生産基盤関係では、従来からの農業機械への支援のほか、野菜や花卉など栽培施設の設置についても、有利な補助事業を利用して高付加価値商品生産へ取り組む農家の支援をしてまいります。

また、特定農作物関係では、これまでヒマワリ、ソバを中心として農産資源を活用した6次産業化やグリーンツーリズム事業などを進めております。

今後も多面的機能支払や中山間地域等直接支払等の交付金事業や鳥獣被害防止対策事業を継続的に実施し、6次産業化に取り組みながら、成長産業になるよう努めてまいります。これらの事業を実施するための費用が必要と考えられますので、御理解を賜りたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の影響により、不要不急の外食や飲酒を伴う会食の制限などにより、外食をはじめ多方面での需要が停滞する中で、米の在庫が膨らみ、JA香川米の令和3年度主食用米仮渡金単価が大幅に下落したことから、令和3年度主食用米の作付に応じて、まんのう町主食用米生産継続臨時支援金の助成を新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を財源として考えております。

また、丸亀市につきましては、主食用米生産臨時交付金として10アール当たり1万円を支援することが決定されたと聞いております。県内で丸亀市以外では米価下落についての支援を考えている市町はお隣の琴平町のみが現在検討中とのことであります。

本町の対応策といたしましては、町内における主食用米を生産する農業者等の次年度に向けた水稲作付及び営農継続を救済することを目的に、10アール当たり5,500円支援することを計画しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、これ、いろんな基金あるのを全て19品目、目を通していただけてますね。基金全てあるので68億7,500万円あるんです。私が言いたいのは、財政調整基金が27億六千三百数十万円ある。その中の4,050万円を足せば1万円になるんです。27億円台は狂いません。27億6,000万円余りある中で、4,050万円を足せば1万円になるんです。丸亀市と同額になるんです。

そこで、この件については、まんのう町の農業に対する町長の大きな施策であると私は思っております。先ほども同僚議員に農業はまさにまんのう町の根幹産業だと、基幹産業だと言われました。ならば、町長、せっかく米農家に対して支援するのに、何で丸亀が1万円でまんのう町が5,500円だと。もう一つ考え直していただいて、ほかのものは全部基金に積んでおるわけですから、それをどうこう言うわけじゃない。財政調整基金の中から4,050万円を取り崩していただければ同額になる。これが町長の農業政策の大きな根幹じゃないですか。私はそう思ってならない。せっかく隣の町が1万円出すのに、5,500円でどう思いますか、農家の方は。

町長は平成18年、合併のときに選挙をやりました。以後、町長としてまんのう町の財政を担われました。それ以後、2期、3期、4期、無投票なんですよ。我々は一遍も体験したことない。議員はいつも住民に向き合って、どういう考えがあるのか絶えず聞きながら、それを町政に反映さす、これが我々の大きな使命なんです。それでずっと来てるんですよ。町長は無投票、現に住民主権というのが薄れておるんでないかと、そう思ってならない。せっかく5,500円つけていただけるのであれば、ほかのものを取り崩してくださいと言えよと違うんです。財政調整基金の中で4,050万円取り崩していただければいけるんです。この決断なんです。やっていただけませんか。どうですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

丸亀市では10アール当たり1万円を支援することが決定されたようでございますが、丸亀市とまんのう町、財政事情も違いますし、規模も違っております。そういったことで、県下で丸亀市以外のところを見てみますと、県下では隣の琴平のみが、現在、検討しているというような状況でございます。

そして、今回の事業全体では5,550万円を計画しております。そのうちコロナ臨時

交付金を4,330万円充当し、1,220万円は財政調整基金を充てております。

なお、令和2年度におきましては、主食用米生産者をはじめ、農業関係者にコロナの影響により収入が下がった場合には、国の支援策として持続化給付金最大200万円、また、まんのう町独自施策としてコロナ臨時交付金を充当し、30万円の支給をしておりますので、10アール当たり5,500円の単価設定をしたことを御理解賜りますようお願いしたいと思います。

さらに、次年度も米価が下落する可能性は高いと考えられ、コロナの影響で米価だけでなく農作物全体にも影響が懸念されています。そこで、次年度以降もコロナ禍がさらに長期化し、収入面などに影響が続く場合、国の交付金などを有効活用し、広い視野をもって、町民生活全体を見渡しながらかような支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 丸亀と比較させていただきます。丸亀とまんのう町の比較は、人口が丸亀市が10万9,513人、まんのう町が1万7,401人、耕地面積が丸亀市が2,700ヘクタール、まんのう町が2,120ヘクタール、総世帯数、丸亀市が4万5,721世帯、まんのう町が6,531世帯、総農家数、丸亀市が2,679、まんのう町が1,782戸、農業経営体数、米を作っておる農家が、丸亀市が1,312経営体、まんのう町が830経営体。

○大西樹議長 川原議員、時間がもう過ぎておりますので、ここで終わっていただきます。お願いします。

○川原茂行議員 ちょっと待ってください。もう二文字三文字。

○大西樹議長 みんなやめていただいていますので。

○川原茂行議員 米作面積が丸亀市が1,003ヘクタール、まんのう町が637ヘクタール、1次産業の米農家と1次産業以外の農家以外の丸亀市の比重。

○大西樹議長 川原議員さん、もう。

○川原茂行議員 ちょっとだけお願いします。

○大西樹議長 いや。

○川原茂行議員 まんのう町の1次産業と1次産業以外のことを、町長、お考えいただいて、私の時間を議長が無理におまえ言うなというのでやめないかんですが。

○大西樹議長 規則でございますので。

○川原茂行議員 もうこれで終わりますが、町長、ぜひお考えいただきますようお願い申し上げます、やめたくはないけど、やめます。

○大西樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月17日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

散会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員